

0001

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：基礎

独占禁止法の規制内容に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 私的独占、不当な取引制限、不公正な取引方法などが規制対象となる。
- イ. 企業間の契約はすべて独占禁止法の適用対象外である。
- ウ. 価格競争を行うこと自体が禁止されている。
- エ. 市場シェアが1位の企業は、その事実だけで私的独占に該当する。

答え・解説

正答：ア

ア：独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するため、私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法等を規制している。

イ：企業間取引にも独占禁止法は適用され得る。

ウ：正当な価格競争は競争政策が保護しようとする対象であり、禁止されるわけではない。

エ：市場シェアの高さだけで直ちに私的独占となるわけではなく、排除・支配と競争の実質的制限等が問題となる。

総合解説：独占禁止法は、公正かつ自由な競争を促進するため、私的独占・不当な取引制限・不公正な取引方法等を規制している。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0002

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

私的独占に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 単に他社より安い価格を設定しただけで、常に私的独占となる。
- イ. 競争者を排除したり他の事業者の事業活動を支配したりして、一定の取引分野の競争を実質的に制限する行為が問題となる。
- ウ. 複数の事業者が共同で価格を決める行為だけをいう。
- エ. 事業者団体にだけ成立し、個々の事業者には成立しない。

答え・解説

正答：イ

ア：価格が安いことだけでは足りず、排除行為等と競争の実質的制限が必要となる。

イ：私的独占では、排除又は支配によって一定の取引分野の競争を実質的に制限することが中核となる。

ウ：複数事業者による価格カルテルは通常、不当な取引制限の問題である。

エ：私的独占は事業者の行為として規制される。

総合解説：私的独占では、排除又は支配によって一定の取引分野の競争を実質的に制限することが中核となる。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0003

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

競合するメーカー3社が、販売価格を一斉に10%引き上げることを秘密裏に合意し、その合意に従って販売した。この行為について最も適切なものはどれか。

- ア. 書面による契約がなければ不当な取引制限にはならない。
- イ. 価格を引き上げる合意は、各社が独立企業である限り常に適法である。
- ウ. 一定の取引分野における競争を実質的に制限する場合、不当な取引制限に当たり得る。
- エ. 消費者向け販売でなければ独占禁止法は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：契約・協定その他名義を問わず共同拘束が問題となり、書面の有無だけでは決まらない。
イ：独立した競争者同士の価格合意こそ競争制限の典型である。
ウ：競争者間で対価を共同決定し相互に事業活動を拘束する価格カルテルは、不当な取引制限の典型例である。
エ：企業間取引でも一定の取引分野の競争を実質的に制限すれば規制対象となる。
総合解説：競争者間で対価を共同決定し相互に事業活動を拘束する価格カルテルは、不当な取引制限の典型例である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0004

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：基礎

公共工事の入札前に、競合各社が「今回の落札予定会社」と各社の入札価格を調整した。最も適切な評価はどれか。

- ア. 官公庁との契約なので独占禁止法は適用されない。
- イ. 最終的に最安値が落札すれば、事前調整があっても適法である。
- ウ. 口頭の合意であれば法的拘束力がないため規制されない。
- エ. 競争者間で落札者や入札価格を調整する入札談合は、不当な取引制限に該当し得る。

答え・解説

正答：エ

ア：公共調達の入札であっても事業者間の談合は独占禁止法上問題となる。
イ：事前の落札者・価格調整自体が競争を害する。
ウ：独占禁止法上の共同拘束は民事上の契約の有効性とは別に判断される。
エ：入札談合は、競争者が共同して取引条件を調整し、入札における競争を実質的に制限する典型例である。
総合解説：入札談合は、競争者が共同して取引条件を調整し、入札における競争を実質的に制限する典型例である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0005

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

業界団体が会員各社に対し、販売価格の下限を一律に定めて守らせようとした場合の説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 事業者団体による競争制限行為として独占禁止法上問題となり得る。
イ. 団体が法人格を持たなければ独占禁止法上の問題は生じない。
ウ. 会員の半数だけが従えば必ず適法である。
エ. 価格ではなく数量を制限する場合だけが規制される。

答え・解説

正答：ア

ア：事業者団体が会員の価格等の競争手段を拘束し、一定の取引分野の競争を制限する行為は独占禁止法の規制対象となり得る。
イ：法人格の有無だけで規制を免れるものではない。
ウ：競争への影響等を踏まえて判断され、形式的な参加率だけで適法性は決まらない。
エ：価格や数量、取引先等さまざまな競争手段の制限が問題となり得る。
総合解説：事業者団体が会員の価格等の競争手段を拘束し、一定の取引分野の競争を制限する行為は独占禁止法の規制対象となり得る。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0006

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：応用

独占禁止法上の企業結合規制に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. すべての合併は独占禁止法により禁止されている。
イ. 合併や株式取得等によって一定の取引分野の競争を実質的に制限することとなる場合は規制対象となり得る。
ウ. 企業結合は契約法の問題であり、競争法は一切関与しない。
エ. 中小企業同士の合併なら、競争への影響を検討する必要は絶対はない。

答え・解説

正答：イ

ア：企業結合一般を禁止する制度ではない。
イ：企業結合はそれ自体が禁止されるのではなく、競争を実質的に制限することとなるかが重要である。
ウ：独占禁止法は一定の企業結合を競争政策の観点から規制する。
エ：企業規模だけでなく市場構造や競争への影響が問題となる。
総合解説：企業結合はそれ自体が禁止されるのではなく、競争を実質的に制限することとなるかが重要である。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0007

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

メーカーが独立した小売業者に対し、正当な理由なく「当社製品は必ず1万円で販売し、値引きしてはならない」と拘束する行為について、最も適切なものはどれか。

- ア. メーカーが商品の所有権を失った後も、販売価格は当然に自由に命令できる。
- イ. 小売業者が同意すれば、競争法上の問題は一切生じない。
- ウ. 再販売価格を拘束する行為として、不公正な取引方法に該当し得る。
- エ. 希望小売価格を参考情報として示すだけでも、常に違法である。

答え・解説

正答：ウ

ア：独立事業者の価格決定を不当に拘束することが問題となる。
イ：取引当事者間の同意があっても独占禁止法上の評価は別に行われる。
ウ：独立した流通業者の販売価格を拘束する再販売価格拘束は、原則として独占禁止法上問題となる。
エ：拘束性のない希望価格の提示まで直ちに違法となるわけではない。
総合解説：独立した流通業者の販売価格を拘束する再販売価格拘束は、原則として独占禁止法上問題となる。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0008

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：基礎

一社の事業者が特定の取引先との取引を拒絶した場合について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 取引拒絶は理由を問わず必ず違法である。
- イ. 取引拒絶は契約自由の問題なので独占禁止法の適用余地はない。
- ウ. 競争者と共同して取引拒絶をしても、各社が別法人なら問題にならない。
- エ. 取引拒絶は常に違法ではないが、競争を不当に阻害する目的・効果等がある場合には不公正な取引方法となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：取引拒絶がすべて禁止されるわけではない。
イ：競争阻害性がある取引拒絶は独占禁止法上問題となり得る。
ウ：共同の取引拒絶は一般指定にも規定される典型的な不公正な取引方法である。
エ：事業者には取引先選択の自由がある一方、競争排除の手段などとして不当な取引拒絶を行えば規制対象となり得る。
総合解説：事業者には取引先選択の自由がある一方、競争排除の手段などとして不当な取引拒絶を行えば規制対象となり得る。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0009

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

市場の有力事業者が、競争者を排除する目的で、正当な理由なく供給に要する費用を著しく下回る価格で商品を継続販売し、競争者の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせた。最も適切なものはどれか。

ア. 不当廉売として不公正な取引方法に該当し得る。
イ. 値下げは消費者利益になるため、どのような場合も独占禁止法上適法である。
ウ. 一度でも通常価格より安く販売すれば必ず不当廉売である。
エ. 不当廉売は消費者契約法だけで規制される。

答え・解説

正答：ア

ア：正当な理由のない著しい費用割れ販売を継続し、他の事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合は不当廉売となり得る。
イ：値下げ競争は原則望ましいが、排除目的・効果を伴う不当廉売は規制され得る。
ウ：単なる安売りだけで直ちに不当廉売となるわけではない。
エ：不当廉売は独占禁止法上の不公正な取引方法の問題である。
総合解説：正当な理由のない著しい費用割れ販売を継続し、他の事業者の事業活動を困難にするおそれがある場合は不当廉売となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0010

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：応用

市場で有力なメーカーが販売店に対し、「競合メーカーの商品を扱わないこと」を継続取引の条件とし、競合メーカーの販売経路を大きく狭めた。最も適切な評価はどれか。

ア. 契約書に明記されていれば必ず適法である。
イ. 競争者の取引機会を不当に奪う場合、排他条件付取引などの不公正な取引方法に該当し得る。
ウ. メーカーと販売店が別会社なので独占禁止法は適用されない。
エ. 競合商品を扱わない条件は、期間や市場への影響を問わず必ず違法である。

答え・解説

正答：イ

ア：契約条項として合意されていても競争法上の適法性は別に判断される。
イ：排他的な取引条件により競争者の市場アクセスを不当に妨げる場合、独占禁止法上問題となる。
ウ：別会社間の垂直的取引条件も独占禁止法の規制対象となり得る。
エ：排他条件が常に違法なのではなく、市場での地位・期間・競争への影響等を考慮する。
総合解説：排他的な取引条件により競争者の市場アクセスを不当に妨げる場合、独占禁止法上問題となる。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0011

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：基礎

独占禁止法違反に対する公正取引委員会の措置に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 公正取引委員会は刑事裁判の有罪判決だけを行う機関である。
- イ. 違反行為が終了していれば、いかなる場合も措置を採れない。
- ウ. 違反行為の差止めなど、違反状態を排除するために必要な措置を命ずることがある。
- エ. 排除措置命令は消費者庁だけが行う。

答え・解説

正答：ウ

ア：公正取引委員会は行政委員会であり、排除措置命令等を行う。
イ：一定の場合には既に違反行為がなくなっている場合でも必要な措置を命ずることがある。
ウ：独占禁止法には違反行為を排除するための排除措置命令の制度がある。
エ：独占禁止法の排除措置命令は公正取引委員会が行う。
総合解説：独占禁止法には違反行為を排除するための排除措置命令の制度がある。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0012

2-1 競争法・企業間取引規制 > 独占禁止法

難易度：標準

企業間契約に競争制限的な条項が含まれている場合の法務対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 署名押印済みであれば競争法上も必ず適法となる。
- イ. 契約条項の競争への影響は法務部門が確認する必要はない。
- ウ. 独占禁止法は刑事法なので、契約交渉段階では一切考慮する必要がない。
- エ. 当事者が合意していることだけで適法とはいえず、独占禁止法上の競争への影響も検討する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：当事者の合意は独占禁止法違反を正当化しない。
イ：取引条件が競争制限につながる場合があり、予防法務上の確認が重要である。
ウ：独占禁止法には行政規制・課徴金等もあり、契約設計段階から検討すべきである。
エ：契約自由は独占禁止法などの強行的な公法規制の範囲内で働くため、合意の存在と競争法上の適法性を分けて検討する必要がある。
総合解説：契約自由は独占禁止法などの強行的な公法規制の範囲内で働くため、合意の存在と競争法上の適法性を分けて検討する必要がある。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0013

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：基礎

中小受託取引適正化法（取適法）に関する説明として、最も適切なものはどれか。
ア. 取適法は2026年1月1日から施行され、同日以降に発注する対象取引には取適法の規定が適用される。
イ. 2026年1月1日より前に成立した取引にも、新制度が当然に全面遡及する。
ウ. 取適法は2026年中に成立したため、2026年度試験の対象外である。
エ. 取適法は独占禁止法を廃止して置き換えた法律である。

答え・解説

正答：ア

ア：下請法の改正により取適法となり、2026年1月1日に施行された。施行日以降の発注取引に新制度が適用される。
イ：施行日前の行為には旧下請法が適用される場面があり、全面的に遡及するわけではない。
ウ：改正法は2025年5月に成立しており、2025年12月1日基準にも含まれる。
エ：取適法と独占禁止法は別の法制度であり、独占禁止法は存続している。
総合解説：下請法の改正により取適法となり、2026年1月1日に施行された。施行日以降の発注取引に新制度が適用される。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0014

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：標準

取適法の適用対象を判断する基準に関する説明として、最も適切なものはどれか。
ア. 資本金額だけが唯一の基準であり、従業員数は一切関係しない。
イ. 資本金基準に加え、資本金基準が適用されない場合に一定の従業員数基準も用いられる。
ウ. 従業員基準は受託事業者の売上高だけを基準とする制度である。
エ. 従業員基準は契約締結後の最大従業員数だけで判断する。

答え・解説

正答：イ

ア：取適法では従業員基準が新設された。
イ：取適法では適用逃れへの対応等のため従業員基準が追加された。
ウ：従業員基準は常時使用する従業員数に着目する。
エ：原則として製造委託等をした時点の従業員数で判断する。
総合解説：取適法では適用逃れへの対応等のため従業員基準が追加された。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0015

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：標準

取適法で新たに対象取引として追加された「特定運送委託」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 従業員の通勤用バスの運行委託だけをいう。

イ. 海外航空会社への国際旅客運送だけを対象とする。

ウ. 発荷主が元請運送事業者に、製造・販売等の目的物の引渡しに必要な運送を委託する一定の取引が対象に追加された。

エ. 旧下請法でも発荷主から元請運送事業者への運送委託はすべて同じ形で対象だった。

答え・解説

正答：ウ

ア：特定運送委託は製造・販売等の目的物の引渡しに必要な運送委託を対象とする。

イ：そのような限定ではない。

ウ：物流分野の取引適正化のため、発荷主から元請運送事業者への一定の運送委託も対象とされた。

エ：改正でこの類型が新たに追加された点が重要である。

総合解説：物流分野の取引適正化のため、発荷主から元請運送事業者への一定の運送委託も対象とされた。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0016

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：基礎

取適法の対象となる製造委託を行う委託事業者が、発注内容や代金額等を口頭でのみ伝え、書面や電磁的記録による明示を行わなかった。最も適切なものはどれか。

ア. 長年の取引先なら明示義務は当然に免除される。

イ. 代金支払後にまとめて明示すれば常に足りる。

ウ. 口頭説明が詳細なら、書面・電磁的方法は一切不要である。

エ. 発注に際して直ちに、法定事項を書面又は電磁的方法で明示する義務に反する可能性がある。

答え・解説

正答：エ

ア：継続取引であることだけで明示義務がなくなるわけではない。

イ：発注に際して直ちに明示することが求められる。

ウ：法定の明示方法に従う必要がある。

エ：取適法は委託事業者が発注内容等の明示義務を課している。

総合解説：取適法は委託事業者が発注内容等の明示義務を課している。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0017

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：応用

取適法の対象取引で、委託事業者が「自社の検収完了日から60日以内」を支払期日とする社内ルールを設けている。検収に長期間を要する場合の説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 支払期日は原則として給付を受領した日から60日以内のできる限り短い期間内に定める必要があり、検収日を基準に60日を延ばすことはできない。

イ. 当事者が合意すれば受領後120日でも常に適法である。

ウ. 検収が終わるまで支払期日の起算は始まらない。

エ. 60日ルールは現金払いの場合だけに適用される。

答え・解説

正答：ア

ア：60日ルールの起算点は原則として給付の受領日であり、検査に要する期間を理由に法定期間を超えることはできない。

イ：法定の支払期日ルールは合意だけで排除できない。

ウ：原則として給付の受領日が起算点である。

エ：支払方法にかかわらず支払期日を定める義務が問題となる。

総合解説：60日ルールの起算点は原則として給付の受領日であり、検査に要する期間を理由に法定期間を超えることはできない。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0018

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：標準

取適法の対象取引について、委託事業者の記録保存に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 保存義務は受託事業者だけに課される。

イ. 受託取引の内容を記載した書面又は電磁的記録を作成し、原則として2年間保存する義務がある。

ウ. 記録は口頭で当事者が記憶していれば足りる。

エ. 保存期間は一律20年間である。

答え・解説

正答：イ

ア：委託事業者に書類等の作成・保存義務がある。

イ：取適法は明示義務とは別に、取引内容を記録して2年間保存する義務を定めている。

ウ：書面又は電磁的記録の作成・保存が必要である。

エ：取適法上の保存期間は原則2年間である。

総合解説：取適法は明示義務とは別に、取引内容を記録して2年間保存する義務を定めている。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0019

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：基礎

2026年1月1日以降に発注した取適法対象取引で、委託事業者が代金の支払手段として手形を交付した。最も適切なものはどれか。

- ア. 手形のサイトが60日以内なら必ず認められる。
- イ. 受託事業者が同意すれば手形払の禁止は適用されない。
- ウ. 取適法では手形による支払が禁止されており、支払遅延として問題となる。
- エ. 手形払の禁止は2027年から施行される。

答え・解説

正答：ウ

ア：取適法では手形払そのものが禁止された。
イ：当事者の同意で禁止規定を排除することはできない。
ウ：取適法施行後の対象取引では手形払は禁止された。
エ：取適法は2026年1月1日施行である。
総合解説：取適法施行後の対象取引では手形払は禁止された。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0020

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：標準

原材料費が大幅に上昇したため、中小受託事業者が代金の協議を求めたが、委託事業者は協議に応じず理由の説明もしないまま従来価格に据え置いた。取適法上、最も適切なものはどれか。

- ア. 従来価格と同額なら、価格決定の過程は一切問題にならない。
- イ. 価格交渉は民事上の自由なので取適法は一切関与しない。
- ウ. 受託事業者から協議要請があっても、委託事業者には説明する必要が絶対がない。
- エ. 協議に応じない一方的な代金決定として禁止行為に該当する可能性がある。

答え・解説

正答：エ

ア：価格水準だけでなく協議に応じない一方的な決定過程も規制対象となる。
イ：取適法は一定の委託取引について価格協議の適正化を図っている。
ウ：協議や必要な説明を行わない一方的な決定が問題となる。
エ：取適法では、中小受託事業者から価格協議の求めがあるのに協議や必要な説明をせず一方的に代金を決定する行為が禁止された。
総合解説：取適法では、中小受託事業者から価格協議の求めがあるのに協議や必要な説明をせず一方的に代金を決定する行為が禁止された。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0021

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：応用

取適法対象取引で、委託事業者が銀行振込で代金を支払う際、合意書に記載していることを理由に振込手数料を中小受託事業者に負担させた。最も適切なものはどれか。

ア. 取適法では、振込手数料を中小受託事業者に負担させることは認められない。

イ. 契約書に記載があれば常に適法である。

ウ. 振込手数料は必ず半額ずつ負担しなければならない。

エ. 振込手数料に関する規制は旧下請法にも取適法にも存在しない。

答え・解説

正答：ア

ア：2026年改正では支払条件適正化の一環として、振込手数料を中小受託事業者に負担させることが禁止された。

イ：禁止行為は当事者間の契約だけで適法化できない。

ウ：法は受託側への負担転嫁を禁止しているものであり、折半義務を定めているわけではない。

エ：取適法の改正ポイントとして明確に示されている。

総合解説：2026年改正では支払条件適正化の一環として、振込手数料を中小受託事業者に負担させることが禁止された。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0022

2-1 競争法・企業間取引規制 > 下請法・取適法関連

難易度：標準

取適法対象取引で、委託事業者が支払期日までに代金を支払わなかった場合の遅延利息について、最も適切なものはどれか。

ア. 当事者が10%と合意していれば、法定の14.6%は適用されない。

イ. 原則として給付受領日から60日を経過した日から実際の支払日まで、年率14.6%の遅延利息を支払う義務がある。

ウ. 遅延利息を支払えば、支払期日を守る必要はなくなる。

エ. 遅延利息は受領日の翌日から直ちに発生する。

答え・解説

正答：イ

ア：公正取引委員会の説明では取適法上の遅延利息が優先して適用される。

イ：取適法では支払遅延時の遅延利息について、受領後60日経過後から支払日まで年率14.6%とされる。

ウ：遅延利息は支払遅延を正当化する制度ではない。

エ：原則として給付受領日から60日を経過した日以後について発生する。

総合解説：取適法では支払遅延時の遅延利息について、受領後60日経過後から支払日まで年率14.6%とされる。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0023

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：基礎

独占禁止法上の「優越的地位」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 国内市場シェアが50%を超えなければ絶対に優越的地位にならない。
- イ. 上場会社だけが優越的地位を持つことができる。
- ウ. 相手方との取引関係で相対的に優越していれば足り、市場全体を独占するほどの地位までは必要ない。
- エ. 資本金が大きい側は、すべての取引で自動的に優越的地位にある。

答え・解説

正答：ウ

ア：市場シェアに固定的な数値要件があるわけではない。
イ：企業形態ではなく取引依存度等の実態で判断される。
ウ：優越的地位は、取引の相手方が取引継続を強く必要とするなどの事情を総合考慮して相対的に判断される。
エ：資本金差だけで自動的に決まるものではない。
総合解説：優越的地位は、取引の相手方が取引継続を強く必要とするなどの事情を総合考慮して相対的に判断される。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0024

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：標準

優越的地位の濫用に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 相手方に不利益があれば、優越的地位の有無を問わず必ず同規制に該当する。
- イ. 優越的地位の濫用は刑法にだけ定められた犯罪類型である。
- ウ. 相手方が法人の場合は保護対象にならない。
- エ. 取引上優越した地位を利用し、正常な商慣習に照らして不当に相手方に不利益を与える行為が問題となる。

答え・解説

正答：エ

ア：優越的地位とその利用が要件上重要である。
イ：独占禁止法上の不公正な取引方法として規制される。
ウ：企業間取引でも適用される。
エ：優越的地位の濫用は、不公正な取引方法の一類型として禁止されている。
総合解説：優越的地位の濫用は、不公正な取引方法の一類型として禁止されている。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0025

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：標準

- 大手小売業者が、取引継続を強く望む納入業者に対し、業務上不要な自社イベントのチケットを大量購入しなければ取引を減らすと示唆した。最も適切なものはどれか。
- ア. 取引上の地位を利用した購入強制として、優越的地位の濫用に該当する可能性がある。
- イ. チケットの価格が市場価格なら競争法上の問題は絶対ない。
- ウ. 契約書にチケット購入義務を書けば必ず適法になる。
- エ. 納入業者も事業者なので独占禁止法による保護は受けない。

答え・解説

正答：ア

ア：優越した地位を利用して相手方に不要な商品・サービスの購入を強いることは、濫用行為となり得る。

イ：価格だけでなく購入を強制する取引過程が問題となる。

ウ：契約形式だけで濫用性は解消されない。

エ：独占禁止法は事業者間取引の公正も保護する。

総合解説：優越した地位を利用して相手方に不要な商品・サービスの購入を強いることは、濫用行為となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0026

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：応用

- 取引先が断りにくい立場にあることを利用し、発注企業が自社店舗改装費の一部を「協賛金」として一方的に負担させた。対価性や合理的根拠も乏しい。最も適切なものはどれか。
- ア. 「協賛金」という名称なら独占禁止法の適用外である。
- イ. 不当な経済上の利益の提供要請として、優越的地位の濫用に該当する可能性がある。
- ウ. 一度だけの要請なら法律上絶対に問題にならない。
- エ. 相手方が支払った後は、優越的地位の濫用を検討できない。

答え・解説

正答：イ

ア：名称ではなく実質で判断される。

イ：取引上の地位を利用して、相手方に合理的根拠の乏しい金銭等の負担を求める行為は濫用となり得る。

ウ：回数だけでなく地位利用と不利益の内容を総合的に判断する。

エ：支払済みでも行為の適法性は検討され得る。

総合解説：取引上の地位を利用して、相手方に合理的根拠の乏しい金銭等の負担を求める行為は濫用となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0027

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：基礎

不公正な取引方法としての差別対価に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 顧客ごとの価格差は、理由を問わずすべて違法である。

イ. 価格差が1円でもあれば自動的に違法となる。

ウ. 相手方や地域によって不当に差別的な対価で継続供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合などが問題となる。

エ. 差別対価は消費者向け小売価格だけを規制する。

答え・解説

正答：ウ

ア：数量・配送条件・信用リスク等の合理的理由による価格差まで一律に禁止されない。

イ：価格差の存在だけでは足りず、不当性や競争への影響が問題となる。

ウ：独占禁止法は競争を不当に阻害する差別的価格設定を規制することがある。

エ：事業者間取引も対象となり得る。

総合解説：独占禁止法は競争を不当に阻害する差別的価格設定を規制することがある。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0028

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：標準

人気商品の購入を希望する販売店に対し、メーカーが市場で需要の乏しい別商品も購入しなければ人気商品を供給しないと条件付けた。競争上の不当性が認められる場合、最も適切なものはどれか。

ア. 二つの商品をセット販売することは、理由を問わずすべて違法である。

イ. 販売店が企業なら抱き合わせ規制は適用されない。

ウ. 人気商品と別商品が同一メーカー製なら必ず適法である。

エ. 抱き合わせ販売等の不公正な取引方法として問題となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：合理的なセット商品まで一律に禁止されるものではない。

イ：企業間取引でも不公正な取引方法は成立し得る。

ウ：メーカーが同一かではなく不当な拘束と競争への影響が問題となる。

エ：取引上必要な商品に別商品を不当に抱き合わせる行為は、顧客の選択や競争を害する場合に規制対象となる。

総合解説：取引上必要な商品に別商品を不当に抱き合わせる行為は、顧客の選択や競争を害する場合に規制対象となる。 事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0029

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：応用

取引相手の事業活動を不当に拘束する条件を付けた取引について、最も適切な説明はどれか。

ア. 相手方の自由な事業活動を拘束し、公正な競争を阻害するおそれがある場合には、不公正な取引方法となり得る。

イ. 契約条件である以上、どのような拘束でも契約自由により適法である。

ウ. 拘束条件は書面にしなければ規制されない。

エ. 競争への影響は考慮せず、条件が厳しいかだけで決まる。

答え・解説

正答：ア

ア：拘束条件付取引は、競争手段を不当に制限する場合に独占禁止法上問題となる。

イ：契約自由は独占禁止法の規制を排除しない。

ウ：実質的な拘束の有無で判断され、書面の有無に限定されない。

エ：市場での地位や拘束の内容、競争への影響等を考慮する。

総合解説：拘束条件付取引は、競争手段を不当に制限する場合に独占禁止法上問題となる。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0030

2-1 競争法・企業間取引規制 > 優越的地位・不公正な取引方法

難易度：標準

取適法と独占禁止法上の優越的地位の濫用規制との関係について、最も適切なものはどれか。

ア. 取適法の対象外なら、企業間取引はすべて競争法上自由である。

イ. 取適法は適用対象を資本金・従業員基準と取引内容で比較的明確に定める一方、対象外でも独占禁止法上の優越的地位の濫用が問題となる場合がある。

ウ. 取適法施行により優越的地位の濫用規制は廃止された。

エ. 両制度は名称が異なるだけで、要件も効果も完全に同一である。

答え・解説

正答：イ

ア：取適法対象外でも独占禁止法等の適用可能性がある。

イ：取適法は特定の委託取引を具体的に規制する制度であり、独占禁止法の優越的地位濫用規制とは併存する。

ウ：独占禁止法上の規制は存続している。

エ：適用要件や制度設計は異なる。

総合解説：取適法は特定の委託取引を具体的に規制する制度であり、独占禁止法の優越的地位濫用規制とは併存する。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0031

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：基礎

個人Aが自宅で使用するパソコンを事業者から購入した場合、消費者契約法上の「消費者」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 個人は契約目的を問わず常に消費者である。
- イ. 法人も従業員100人以下なら消費者に含まれる。
- ウ. Aが事業として又は事業のために契約したのでなければ、原則として「消費者」に該当する。
- エ. 消費者とは未成年者だけをいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：個人でも事業目的の契約では消費者に該当しない場合がある。
イ：法人は消費者契約法上の「消費者」には含まれない。
ウ：消費者契約法の消費者は個人で、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。
エ：成年・未成年を問わず定義要件を満たす個人が対象となる。
総合解説：消費者契約法の消費者は個人で、事業として又は事業のために契約の当事者となる場合を除く。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0032

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

消費者契約法の適用範囲に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 雇用される労働者は個人なので、労働契約にも必ず全面適用される。
- イ. 不動産賃貸借は常に適用除外である。
- ウ. 保険契約は一律に適用除外である。
- エ. 労働契約については、消費者契約法の消費者契約に関する規定は適用されない。

答え・解説

正答：エ

ア：労働契約は適用除外である。
イ：事業者と消費者との賃貸借は消費者契約となり得る。
ウ：事業者と消費者との契約であれば適用対象となり得る。
エ：消費者契約法は事業者と消費者の契約を広く対象とするが、労働契約は適用除外とされている。
総合解説：消費者契約法は事業者と消費者の契約を広く対象とするが、労働契約は適用除外とされている。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0033

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

事業者が勧誘時に、重要事項について事実と異なる内容を告げ、消費者がその内容を真実と誤認して契約した。最も適切なものはどれか。

- ア. 消費者契約法の要件を満たせば、消費者は契約の申込み又は承諾の意思表示を取り消すことができる。
- イ. 契約書に署名した以上、取消しは一切認められない。
- ウ. 事業者の説明が虚偽でも、民法以外の取消制度は存在しない。
- エ. 取消しには必ず裁判所の判決が必要である。

答え・解説

正答：ア

ア：重要事項についての不実告知により誤認して契約した場合は、消費者契約法上の取消しが認められ得る。
イ：署名済みでも取消事由があれば取り消し得る。
ウ：消費者契約法には独自の取消しルールがある。
エ：取消しは相手方への意思表示によって行使できる。
総合解説：重要事項についての不実告知により誤認して契約した場合は、消費者契約法上の取消しが認められ得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0034

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：基礎

投資商品の勧誘で、将来の価値が不確実なのに、事業者が「この商品は半年後に必ず20%値上がりする」と断定し、消費者がそれを確実と信じて契約した。最も適切なものはどれか。

- ア. 将来予測はどのような表現でも消費者契約法の対象外である。
- イ. 将来における変動が不確実な事項について断定的判断を提供したものと、取消しが認められる可能性がある。
- ウ. 事業者が専門家でなければ取消しは絶対にできない。
- エ. 利益が実際に出れば、勧誘時の断定的説明は常に適法となる。

答え・解説

正答：イ

ア：断定的判断の提供は取消事由として規定されている。
イ：将来の不確実な価額等について確実であると断定し消費者が誤認した場合、取消事由となり得る。
ウ：取消しの要件は専門資格の有無ではなく勧誘内容等で判断する。
エ：勧誘時点の表示・誤認が問題であり、結果だけで適法性が決まるわけではない。
総合解説：将来の不確実な価額等について確実であると断定し消費者が誤認した場合、取消事由となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0035

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

事業者が「この会員権を買えばいつでも施設を利用できる」と利益となる事実を強調する一方、それに関連する重要な利用制限を故意又は重大な過失により告げず、消費者が制限はないと誤認して契約した。最も適切なものはどれか。

- ア. 消費者が質問しなかった以上、事業者は重要な不利益事実を隠しても常に問題ない。
- イ. 不利益事実の不告知は刑事罰だけの問題で、契約取消しとは無関係である。
- ウ. 一定の要件を満たせば、不利益事実の不告知による取消しが認められる可能性がある。
- エ. 書面に小さく記載があれば、勧誘態様を問わず絶対に取消しできない。

答え・解説

正答：ウ

ア：一定の不利益事実の不告知は取消しの対象となり得る。
イ：消費者契約法上の取消事由の一つである。
ウ：利益となる説明と関連する重要な不利益事実を告げず、消費者が誤認して契約した場合は取消事由となり得る。
エ：具体的な告知・認識・因果関係等を踏まえて判断する。
総合解説：利益となる説明と関連する重要な不利益事実を告げず、消費者が誤認して契約した場合は取消事由となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0036

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：応用

事業者が、一人暮らしの消費者に通常必要とされる量を著しく超える健康食品を勧誘し、その消費者にとって過量であることを知りながら契約させた。最も適切なものはどれか。

- ア. 数量が多い契約は、消費者が署名すれば法律上まったく問題にならない。
- イ. 過量契約の規制は法人間取引だけに適用される。
- ウ. 価格が安ければ、どれほど過量でも取消しの対象にはならない。
- エ. 消費者契約法上、過量な内容の消費者契約として取消しが認められる可能性がある。

答え・解説

正答：エ

ア：過量契約の取消制度がある。
イ：消費者契約についての保護ルールである。
ウ：価格だけでなく分量等と消費者の事情が問題となる。
エ：通常の分量等を著しく超える契約であることを事業者が知っていた場合などには取消しが認められ得る。
総合解説：通常の分量等を著しく超える契約であることを事業者が知っていた場合などには取消しが認められ得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0037

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

訪問した事業者に消費者が「帰ってほしい」と明確に伝えたのに、事業者が長時間居座り続け、困惑した消費者が契約した。最も適切なものはどれか。

ア. 不退去により困惑してした意思表示として、消費者契約法上取り消せる可能性がある。

イ. 事業者が暴力を使っていなければ、取消しの余地はない。

ウ. 自宅で締結した契約は消費者契約法の対象外である。

エ. 消費者が一度でも説明を聞いたら、退去を求めることはできない。

答え・解説

正答：ア

ア：消費者が退去すべき旨を示したのに事業者が退去せず困惑させた場合は取消事由となり得る。

イ：暴力がなくても不退去等による困惑取消しが規定されている。

ウ：契約場所だけで適用除外にはならない。

エ：消費者の退去要求を無視して困惑させることが問題となる。

総合解説：消費者が退去すべき旨を示したのに事業者が退去せず困惑させた場合は取消事由となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0038

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：基礎

事業者が、合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として「このままでは家族に重大な不幸が起きる。避けるにはこの高額契約が不可欠だ」と不安をあおり契約させた。最も適切なものはどれか。

ア. 精神的な不安に関する勧誘は消費者契約法では一切扱わない。

イ. 消費者契約法上の特別な取消事由に該当する可能性がある。

ウ. 契約金額が100万円未満なら必ず適法である。

エ. この取消権の行使期間は他の取消事由より常に短い。

答え・解説

正答：イ

ア：法は一定の不安をあおる勧誘を取消事由として規定している。

イ：靈感等による知見を用いて重大な不利益への不安をあおり、その回避に契約が必要不可欠と告げる勧誘は取消しの対象となり得る。

ウ：金額だけで適法性は決まらない。

エ：この類型についてはむしろ特例として行使期間が伸長されている。

総合解説：靈感等による知見を用いて重大な不利益への不安をあおり、その回避に契約が必要不可欠と告げる勧誘は取消しの対象となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0039

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

消費者契約に「当社の債務不履行により消費者に損害が生じても、当社は一切の損害賠償責任を負わない」と定めた条項がある。最も適切なものはどれか。

- ア. 契約自由により、消費者が同意すれば必ず有効である。
- イ. 無効となるのは事業者が株式会社の場合だけである。
- ウ. 消費者契約法により、事業者の債務不履行による損害賠償責任を全部免除する条項は無効となる。
- エ. 損害賠償責任の全部免除条項は、書面であれば有効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：消費者契約法の不当条項規制は合意があっても適用される。
イ：事業者の法人形態に限定されない。
ウ：消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任を全部免除する条項等を無効とする。
エ：書面化しても法の無効規定を回避できない。
総合解説：消費者契約法8条は事業者の損害賠償責任を全部免除する条項等を無効とする。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0040

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：応用

消費者契約に「事業者に債務不履行があっても、消費者は契約を解除できない」と定める条項がある。最も適切なものはどれか。

- ア. 事業者が約款に記載すれば必ず有効である。
- イ. 解除権は民法上の権利なので、消費者契約法は関与しない。
- ウ. 無効になるのは契約締結後に口頭で追加した条項だけである。
- エ. 事業者の債務不履行を理由とする消費者の解除権を放棄させる条項は、消費者契約法により無効となる。

答え・解説

正答：エ

ア：約款に記載されていても消費者契約法による無効規制を受ける。
イ：消費者契約法が解除権放棄条項を明示的に規制する。
ウ：条項の形式ではなく内容が問題となる。
エ：消費者契約法8条の2は、事業者の債務不履行等による消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする。
総合解説：消費者契約法8条の2は、事業者の債務不履行等による消費者の解除権を放棄させる条項を無効とする。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0041

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：基礎

消費者が契約を解除した場合の違約金について、事業者が生ずべき平均的な損害を大きく超える額を定めている。最も適切な説明はどれか。

- ア. 平均的な損害を超える部分は、消費者契約法により無効となり得る。
- イ. 違約金は当事者が合意すれば金額に上限は一切ない。
- ウ. 違約金条項はすべて全額無効となる。
- エ. 平均的な損害ではなく、事業者の年間売上高だけを基準に判断する。

答え・解説

正答：ア

ア：消費者契約法9条は、解除に伴う損害賠償額の予定・違約金のうち、平均的な損害を超える部分を無効とする。

イ：消費者契約では消費者契約法による上限規制がある。

ウ：平均的な損害を超える部分が無効となるのであり、常に全額無効とは限らない。

エ：基準は当該契約類型における平均的な損害である。

総合解説：消費者契約法9条は、解除に伴う損害賠償額の予定・違約金のうち、平均的な損害を超える部分を無効とする。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0042

2-2 消費者取引 > 消費者契約法

難易度：標準

消費者契約法上の適格消費者団体に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 適格消費者団体は刑事裁判で懲役刑を言い渡すことができる。
- イ. 一定の不当な勧誘行為や不当条項について、事業者に対する差止請求を行う制度がある。
- ウ. 適格消費者団体は、消費者庁の許可なく事業者の資産を強制没収できる。
- エ. 差止請求制度は個別消費者の契約取消権を廃止する制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：刑事裁判を行う機関ではない。

イ：消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体による差止請求制度が設けられている。

ウ：そのような権限はない。

エ：個別の取消権等とは別に、集団的な差止めの仕組みを設けるもの。

総合解説：消費者被害の未然防止・拡大防止のため、適格消費者団体による差止請求制度が設けられている。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0043

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：基礎

特定商取引法に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. すべての企業間取引を一律に規制する競争法である。
- イ. 訪問販売だけを対象とし、通信販売は対象外である。
- ウ. 訪問販売、通信販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引など、消費者トラブルが生じやすい特定の取引類型を規制する。
- エ. 契約締結後の民事ルールは一切定めていない。

答え・解説

正答：ウ

ア：特定商取引法は主に消費者取引の特定類型を規制する。
イ：通信販売も規制対象である。
ウ：特定商取引法は取引類型ごとに行為規制や民事ルールを定めている。
エ：クーリング・オフや取消し、損害賠償額の制限等を定める。
総合解説：特定商取引法は取引類型ごとに行為規制や民事ルールを定めている。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0044

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：標準

訪問販売で消費者が法定書面を受け取った場合、原則的なクーリング・オフ期間として最も適切なものはどれか。

- ア. 2日以内である。
- イ. 20日以内である。
- ウ. 1年間である。
- エ. 法定書面を受け取った日から数えて8日以内である。

答え・解説

正答：エ

ア：訪問販売の原則期間は8日である。
イ：20日が原則となるのは連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引などである。
ウ：通常のクーリング・オフ期間ではない。
エ：訪問販売では、原則として法定書面受領日から8日以内に書面又は電磁的記録でクーリング・オフできる。
総合解説：訪問販売では、原則として法定書面受領日から8日以内に書面又は電磁的記録でクーリング・オフできる。 事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0045

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：標準

電話勧誘販売で契約した消費者が法定書面を受領した場合、原則的なクーリング・オフ期間として最も適切なものはどれか。

- ア. 法定書面を受け取った日から数えて8日以内である。
- イ. 通信販売と同じくクーリング・オフ制度は一切ない。
- ウ. 30日以内である。
- エ. 契約当日だけである。

答え・解説

正答：ア

ア：電話勧誘販売でも原則8日間のクーリング・オフが認められる。

イ：電話勧誘販売にはクーリング・オフ制度がある。

ウ：原則期間は8日である。

エ：8日以内が原則である。

総合解説：電話勧誘販売でも原則8日間のクーリング・オフが認められる。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0046

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：基礎

特定商取引法上、原則として20日間のクーリング・オフ期間が設けられている取引類型の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 訪問販売と電話勧誘販売。
- イ. 連鎖販売取引と業務提供誘引販売取引。
- ウ. 通信販売と店舗販売。
- エ. 訪問購入と訪問販売。

答え・解説

正答：イ

ア：これらは原則8日である。

イ：特定商取引法ガイドでは、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引は20日以内と整理されている。

ウ：通信販売には一般的なクーリング・オフ規定がなく、通常の店舗販売も特定商取引法の同制度の対象ではない。

エ：これらは原則8日である。

総合解説：特定商取引法ガイドでは、連鎖販売取引・業務提供誘引販売取引は20日以内と整理されている。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0047

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：応用

インターネット通信販売で商品を購入した消費者が、「訪問販売と同じ8日間のクーリング・オフが当然に使える」と主張している。最も適切な説明はどれか。

- ア. 通信販売にも必ず20日間の無条件解除権がある。
- イ. 通信販売は特定商取引法の規制対象外である。
- ウ. 通信販売には訪問販売等と同じクーリング・オフ制度は設けられていない。
- エ. 通信販売では契約解除・返品に関するルールは一切存在しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：通信販売には一般的クーリング・オフ制度はない。
イ：広告表示等について特定商取引法の規制対象である。
ウ：通信販売には一般的なクーリング・オフ規定はないため、返品特約や法定の返品ルール等を確認する必要がある。
エ：返品特約や特商法15条の3等のルールがある。
総合解説：通信販売には一般的なクーリング・オフ規定はないため、返品特約や法定の返品ルール等を確認する必要がある。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0048

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：標準

通信販売の広告に返品特約の表示がなく、消費者が商品を受領した。特定商取引法上の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 返品特約がなくても返品は法律上絶対に一切できない。
- イ. 返品費用はどの場合も必ず事業者が負担する。
- ウ. 商品受領から60日以内なら無条件で返品できる。
- エ. 一定の要件の下で、商品の引渡しを受けた日から8日以内であれば申込みの撤回等が可能で、返品費用は原則として消費者負担となる。

答え・解説

正答：エ

ア：法15条の3による返品ルールがある。
イ：この法定返品では原則として消費者が送料等を負担する。
ウ：法定期間は8日以内である。
エ：通信販売にはクーリング・オフはないが、返品特約の表示がない場合には法定の返品ルールが適用される。
総合解説：通信販売にはクーリング・オフはないが、返品特約の表示がない場合には法定の返品ルールが適用される。 事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0049

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：基礎

電話勧誘販売で消費者が明確に「契約しません」と告げた後、事業者が同じ商品についてその場で勧誘を続け、さらに翌日も再度電話した。最も適切なものはどれか。

- ア. 契約しない旨の意思表示した消費者に対する継続勧誘・再勧誘は、特定商取引法上禁止されている。
- イ. 電話番号を知っている事業者は回数無制限で勧誘できる。
- ウ. 翌日なら必ず再勧誘できる。
- エ. 消費者が法人でない限り再勧誘禁止は適用されない。

答え・解説

正答：ア

- ア：電話勧誘販売では拒絶の意思を示した消費者への勧誘継続や再勧誘が禁止される。
- イ：再勧誘禁止の規定がある。
- ウ：時間を置けば当然に適法となるわけではない。
- エ：個人消費者への電話勧誘販売が典型的対象である。

総合解説：電話勧誘販売では拒絶の意思を示した消費者への勧誘継続や再勧誘が禁止される。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0050

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：標準

電話勧誘販売で、事業者が重要事項について虚偽の事実を告げ、消費者が誤認して契約した。最も適切なものはどれか。

- ア. クーリング・オフ期間を過ぎれば、虚偽説明があっても絶対に取消しできない。
- イ. 特定商取引法の要件を満たせば、その意思表示を取り消すことができる。
- ウ. 虚偽説明は行政処分だけの問題で、民事上の効力には一切影響しない。
- エ. 電話勧誘販売には説明義務や禁止行為が存在しない。

答え・解説

正答：イ

- ア：クーリング・オフとは別に取消制度が問題となり得る。
- イ：特定商取引法には、不実告知等による誤認に基づく契約の取消しに関する民事ルールがある。
- ウ：取消しという民事効果も規定されている。
- エ：特定商取引法が詳細に規制している。

総合解説：特定商取引法には、不実告知等による誤認に基づく契約の取消しに関する民事ルールがある。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0051

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：応用

通信販売事業者の広告に関する特定商取引法上の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 通信販売広告は表現の自由により一切規制されない。
- イ. 価格だけ表示すれば、事業者名や返品条件等は一切不要である。
- ウ. 一定の重要事項の表示が義務付けられ、虚偽・誇大な広告は禁止されている。
- エ. 広告規制は紙媒体だけに適用され、インターネット広告には適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：特定商取引法による広告規制がある。
イ：法定表示事項が定められている。
ウ：通信販売では対面説明がないため、広告段階で法定事項を適切に表示することが重要である。
エ：インターネット通信販売にも適用される。
総合解説：通信販売では対面説明がないため、広告段階で法定事項を適切に表示することが重要である。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0052

2-2 消費者取引 > 特定商取引法

難易度：標準

訪問販売で事業者が「クーリング・オフはできない」と虚偽の説明をし、消費者が誤認して8日間を経過した。最も適切な説明はどれか。

- ア. 8日を1秒でも過ぎれば、妨害の有無を問わず絶対に解除できない。
- イ. 妨害行為があれば契約は自動的に無効になり、意思表示は不要である。
- ウ. この特則は通信販売だけに適用される。
- エ. 事業者の不実告知や威迫による妨害でクーリング・オフしなかった場合、通常期間経過後でも一定の要件でクーリング・オフできる。

答え・解説

正答：エ

ア：妨害に対する特則がある。
イ：制度はクーリング・オフ権の行使を認めるもので、自動無効とは異なる。
ウ：訪問販売や電話勧誘販売等で問題となる。
エ：クーリング・オフ妨害があった場合には、期間経過によって直ちに権利が失われない特則がある。
総合解説：クーリング・オフ妨害があった場合には、期間経過によって直ちに権利が失われない特則がある。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0053

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：基礎

製造物責任法（PL法）の特徴として、最も適切なものはどれか。

- ア. 製造物の欠陥と損害等を立証することで、製造業者等に対して損害賠償を求める制度であり、製造業者の過失の立証を必須とはしていない。
- イ. 被害者は製造業者の故意を必ず立証しなければならない。
- ウ. 製品事故が起きれば欠陥や因果関係を問わず自動的に責任が生じる。
- エ. PL法は行政上の届出義務だけを定める法律である。

答え・解説

正答：ア

ア：PL法は民法の不法行為責任の特則で、被害者は製造物の欠陥、損害、因果関係等を立証する。

イ：PL法は故意の立証を要件としていない。

ウ：欠陥と損害、因果関係等の要件が必要である。

エ：民事上の損害賠償責任を定める法律である。

総合解説：PL法は民法の不法行為責任の特則で、被害者は製造物の欠陥、損害、因果関係等を立証する。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0054

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：標準

PL法上の「製造物」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 土地そのものは製造物として当然にPL法の対象となる。
- イ. 製造又は加工された動産が対象となり、ソフトウェアそれ自体のような無体物は原則として製造物には当たらない。
- ウ. 未加工の自然物もすべて当然に製造物となる。
- エ. ソフトウェアは無体物でも、それ自体が常にPL法上の製造物である。

答え・解説

正答：イ

ア：土地は動産ではない。

イ：PL法は製造又は加工された動産を製造物と定義する。

ウ：製造又は加工された動産であることが基本要件である。

エ：ソフトウェア自体は原則対象外だが、組み込まれた製品の欠陥として問題となることはある。

総合解説：PL法は製造又は加工された動産を製造物と定義する。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0055

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：標準

- PL法にいう「欠陥」の説明として、最も適切なものはどれか。
- ア. デザインが消費者の好みに合わないことをいう。
 - イ. 性能が広告より少し低いことは、安全性に関係なく常にPL法上の欠陥である。
 - ウ. 製造物が通常有すべき安全性を欠いていることをいう。
 - エ. 製品の価格が高いことをいう。

答え・解説

正答：ウ

ア：安全性と無関係な好みの問題は欠陥とは異なる。
イ：単なる品質・性能上の不具合は安全性を欠かなければPL法上の欠陥とは限らない。
ウ：欠陥は、製造物の特性、通常予見される使用形態、引渡時期等を考慮して安全性の欠如を判断する。
エ：価格の高低自体は欠陥の定義ではない。
総合解説：欠陥は、製造物の特性、通常予見される使用形態、引渡時期等を考慮して安全性の欠如を判断する。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0056

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：応用

- 製品そのものの設計上避けられない危険について、適切な使用上の注意や警告を表示しなかったため事故が生じた場合、一般的な欠陥類型として最も適切なものはどれか。
- ア. 製造上の欠陥だけが問題となり、表示は一切関係しない。
 - イ. 価格表示上の欠陥。
 - ウ. 契約締結上の欠陥。
 - エ. 指示・警告上の欠陥。

答え・解説

正答：エ

ア：PL法上の欠陥は製造上・設計上・指示警告上に整理されることがある。
イ：PL法の一般的欠陥類型ではない。
ウ：PL法の欠陥は製造物の安全性に関する概念である。
エ：除去できない危険について適切な情報を与えず事故回避の機会を失わせた場合、指示・警告上の欠陥と整理されることがある。
総合解説：除去できない危険について適切な情報を与えず事故回避の機会を失わせた場合、指示・警告上の欠陥と整理されることがある。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0057

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：基礎

PL法上、責任主体となり得る「製造業者等」に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 製造・加工した者だけでなく、製造物を業として輸入した者なども含まれる。

イ. 小売店はどのような場合でも必ず製造業者等となる。

ウ. 輸入業者は製造していないため絶対に責任主体にならない。

エ. 責任主体は国だけである。

答え・解説

正答：ア

ア：被害者が外国の製造業者だけを追わなくてもよいよう、輸入業者等も責任主体に含まれる。

イ：単に販売しただけの小売業者が当然に製造業者等となるわけではない。

ウ：業として輸入した者は責任主体に含まれる。

エ：製造業者等が民事責任を負う制度である。

総合解説：被害者が外国の製造業者だけを追わなくてもよいよう、輸入業者等も責任主体に含まれる。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0058

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：標準

欠陥により製品そのものが壊れたが、人的被害も他の財産への損害も生じなかった。PL法による責任について、最も適切なものはどれか。

ア. 製品自体の損害だけでもPL法上必ず賠償される。

イ. 欠陥製造物自体にのみ生じた損害はPL法の対象外であり、契約不適合責任等の別の法的根拠を検討する。

ウ. PL法の対象外なら、民法その他の責任も一切追及できない。

エ. 人的被害がなければ、他人の財産に損害があってもPL法は適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：製品自体にとどまる損害はPL法の対象外。

イ：PL法は生命・身体又は欠陥製造物以外の財産への拡大損害を対象とし、製品自体だけの損害は対象外である。

ウ：契約不適合責任や債務不履行、不法行為等を検討できる。

エ：他の財産への損害も対象となり得る。

総合解説：PL法は生命・身体又は欠陥製造物以外の財産への拡大損害を対象とし、製品自体だけの損害は対象外である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0059

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：応用

PL法上の免責事由に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 製造業者が「知らなかった」と述べるだけで必ず免責される。

イ. 欠陥があれば、法は一切の免責事由を認めていない。

ウ. 製造物を引き渡した時点の科学・技術知識の水準では欠陥を認識できなかったことを製造業者等が立証した場合、免責され得る。

エ. 免責は販売価格が低い製品だけに認められる。

答え・解説

正答：ウ

ア：客観的な科学・技術知識の水準等の要件を満たす必要がある。

イ：法4条に免責事由がある。

ウ：いわゆる開発危険の抗弁が法定されている。

エ：価格は開発危険の抗弁の要件ではない。

総合解説：いわゆる開発危険の抗弁が法定されている。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0060

2-2 消費者取引 > 製造物責任法・消費者保護

難易度：標準

PL法による損害賠償請求権の期間に関する説明として、最も適切なものはどれか。

ア. PL法上の請求権には一切の期間制限がない。

イ. 10年の起算点は必ず最終消費者が購入した日である。

ウ. すべての事案で損害を知った時から1か月で消滅する。

エ. 原則として、損害及び賠償義務者を知った時から3年間、また製造業者等が製造物を引き渡した時から10年間という期間制限があり、生命・身体侵害等には特則がある。

答え・解説

正答：エ

ア：消滅時効の規定がある。

イ：長期の起算点は製造業者等が製造物を引き渡した時である。

ウ：そのような期間ではない。

エ：PL法5条は短期・長期の消滅時効を定め、生命・身体侵害や潜伏損害について特則を置く。

総合解説：PL法5条は短期・長期の消滅時効を定め、生命・身体侵害や潜伏損害について特則を置く。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0061

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：基礎

景品表示法の基本的な役割として、最も適切なものはどれか。

- ア. 不当な表示や過大な景品類による顧客誘引を規制し、一般消費者の自主的かつ合理的な選択を確保する。
- イ. 企業間の談合だけを規制する法律である。
- ウ. 広告表現をすべて事前許可制にする法律である。
- エ. 商品事故の無過失責任だけを定める法律である。

答え・解説

正答：ア

ア：景品表示法は、商品・サービスの内容や取引条件について一般消費者を誤認させる表示等を規制する。
イ：談合は主に独占禁止法の問題であり、景品表示法の中心ではない。
ウ：すべての広告を事前許可制にする制度ではない。
エ：それは製造物責任法の領域である。
総合解説：景品表示法は、商品・サービスの内容や取引条件について一般消費者を誤認させる表示等を規制する。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0062

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

実際にはカシミア混用率が80％程度の商品を「カシミア100％」と表示して販売した。景品表示法上、最も問題となる類型はどれか。

- ア. 有利誤認表示だけが問題となり、優良誤認にはならない。
- イ. 商品内容を実際より著しく優良と誤認させる優良誤認表示。
- ウ. 取適法上の支払遅延。
- エ. PL法上の開発危険。

答え・解説

正答：イ

ア：価格等ではなく商品の品質内容に関する誤認なので優良誤認が中心となる。
イ：品質・規格等について実際より著しく優良であると一般消費者に示す表示は優良誤認となり得る。
ウ：委託代金支払の問題ではない。
エ：製品安全の免責の問題ではない。
総合解説：品質・規格等について実際より著しく優良であると一般消費者に示す表示は優良誤認となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0063

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

実際には通常価格として販売した実績がないのに、「通常価格2万円→今だけ1万円、50%OFF」と表示した。最も適切な評価はどれか。

- ア. 品質の安全性だけの問題なので景品表示法は適用されない。
- イ. 割引率が50%以下なら必ず適法である。
- ウ. 取引条件を実際より著しく有利と誤認させる有利誤認表示に該当する可能性がある。
- エ. 消費者が一人も購入しなければ表示規制は絶対に適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：価格表示は有利誤認規制の対象となる。
イ：割引率の数値だけでなく比較対照価格の実態が重要である。
ウ：架空・不適切な比較対照価格を用いた二重価格表示は、有利誤認となり得る。
エ：表示による不当な顧客誘引・選択阻害のおそれが問題となる。
総合解説：架空・不適切な比較対照価格を用いた二重価格表示は、有利誤認となり得る。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0064

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：基礎

景品表示法上、「商品の性能を実際より著しく優れていると示す表示」と「価格を実際より著しく有利と示す表示」の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 前者も後者もすべて有利誤認である。
- イ. 前者も後者もすべて優良誤認である。
- ウ. どちらも景品表示法ではなくPL法だけの問題である。
- エ. 前者が優良誤認、後者が有利誤認である。

答え・解説

正答：エ

ア：性能は商品内容なので優良誤認が問題となる。
イ：価格等の取引条件は有利誤認が問題となる。
ウ：表示規制として景品表示法が適用される。
エ：優良誤認は品質・規格等の内容、有利誤認は価格等の取引条件に関する誤認が中心である。
総合解説：優良誤認は品質・規格等の内容、有利誤認は価格等の取引条件に関する誤認が中心である。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0065

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

事業者が担当者の確認ミスにより、実際より著しく有利と誤認される価格表示をしてしまった。景品表示法上、最も適切な説明はどれか。

ア. 故意に偽った場合に限らず、誤って行った表示でも有利誤認に該当することがある。

イ. 担当者に故意がなければ景品表示法は一切適用されない。

ウ. 社内の誰かが誤りに気付くまで表示は適法と扱われる。

エ. 誤表示は民法上の問題にしかない。

答え・解説

正答：ア

ア：景品表示法上の不当表示は、故意の虚偽表示だけに限定されない。

イ：故意がなくても不当表示に該当し得る。

ウ：一般消費者に与える表示内容を基に判断される。

エ：景品表示法上の行政規制も問題となる。

総合解説：景品表示法上の不当表示は、故意の虚偽表示だけに限定されない。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0066

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：応用

商品の効果・性能に関する表示が優良誤認に当たるか判断するため、消費者庁長官が事業者を求めることができるものとして、最も適切なものはどれか。

ア. 競争会社の営業秘密の提出だけを必ず求める。

イ. 表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出。

ウ. 広告担当者の反省文だけを提出すれば足りる。

エ. 消費者全員の署名がなければ調査できない。

答え・解説

正答：イ

ア：求められるのは自社表示を裏付ける合理的根拠資料である。

イ：不実証広告規制では、効果・性能表示について合理的根拠資料の提出を求めることができる。

ウ：表示の客観的根拠となる資料が必要。

エ：そのような要件はない。

総合解説：不実証広告規制では、効果・性能表示について合理的根拠資料の提出を求めることができる。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0067

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

不実証広告規制に基づく合理的根拠資料の提出要求に対し、事業者が期間内に資料を提出せず、合理的根拠も示せなかった。最も適切な説明はどれか。

ア. 資料が出せなくても表示は当然に適法とみなされる。

イ. 直ちに刑事裁判で有罪が確定する。

ウ. 措置命令との関係では当該表示が不当表示とみなされ、課徴金納付命令との関係では不当表示と推定される。

エ. 措置命令との関係でも単なる参考情報にすぎない。

答え・解説

正答：ウ

ア：逆に不当表示とみなす・推定する仕組みがある。

イ：資料未提出だけで刑事有罪が確定する制度ではない。

ウ：景品表示法は措置命令と課徴金で法的効果を区別している。

エ：法7条2項により不当表示とみなされる。

総合解説：景品表示法は措置命令と課徴金で法的効果を区別している。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0068

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：基礎

2023年10月1日から景品表示法上の不当表示として規制されているステルスマーケティングについて、最も適切なものはどれか。

ア. 消費者が自主的に書いた純粋な感想は、すべて事業者の広告として規制される。

イ. 広告であることが明瞭なテレビCMも、すべてステマとして禁止される。

ウ. ステマ規制は価格表示だけを対象とする。

エ. 事業者の表示であるにもかかわらず、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難な表示が対象となる。

答え・解説

正答：エ

ア：事業者の表示に当たらない純粋な個人の感想は対象外。

イ：広告であることが明瞭なら指定告示の中心的対象ではない。

ウ：媒体や表示内容は価格に限定されない。

エ：景品表示法5条3号に基づく指定告示により、広告であることを判別困難な事業者表示が規制される。

総合解説：景品表示法5条3号に基づく指定告示により、広告であることを判別困難な事業者表示が規制される。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0069

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

広告主である事業者がインフルエンサーに投稿内容を具体的に指示し、広告であることを隠してSNS投稿をさせた。景品表示法のステマ規制で直接の規制対象となる主体について、最も適切なものはどれか。

- ア. 商品・サービスを提供し表示を行わせた広告主である事業者が規制対象となる。
- イ. インフルエンサーだけが規制対象で、広告主は一切責任を負わない。
- ウ. SNS運営会社だけが規制対象となる。
- エ. 一般消費者が規制対象となる。

答え・解説

正答：ア

ア：消費者庁は、景品表示法上のステマ規制の対象は広告主である事業者であり、依頼を受けた第三者自体ではないと説明している。

イ：規制対象は広告主たる事業者である。

ウ：媒体運営者だけに責任が帰属する制度ではない。

エ：景品表示法は商品・サービスを提供する事業者の表示を規制する。

総合解説：消費者庁は、景品表示法上のステマ規制の対象は広告主である事業者であり、依頼を受けた第三者自体ではないと説明している。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0070

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：応用

景品表示法違反の不当表示が認められた場合の措置命令として、最も適切なものはどれか。

- ア. 必ず会社を解散させる命令である。
- イ. 誤認の排除、再発防止策、今後同様の違反を行わないことなどを命ずることがある。
- ウ. 必ず広告担当者を懲役刑にする命令である。
- エ. 違反表示を放置することを命ずる制度である。

答え・解説

正答：イ

ア：会社解散が通常の措置命令内容ではない。

イ：措置命令は一般消費者の誤認を排除し再発を防止するための行政措置である。

ウ：刑事判決ではない。

エ：違反状態の是正・再発防止を求める。

総合解説：措置命令は一般消費者の誤認を排除し再発を防止するための行政措置である。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0071

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：基礎

景品表示法の課徴金制度に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. ステルスマーケティング告示に該当する表示は、他の要件を問わず必ず課徴金の対象になる。
- イ. 課徴金制度は景品表示法には存在しない。
- ウ. 優良誤認表示や有利誤認表示について、法定要件を満たす場合に課徴金納付命令の対象となる。
- エ. 課徴金は消費者一人ひとりが自由に金額を決めて請求する制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：5条3号の指定表示は課徴金対象から除かれている。

イ：課徴金納付命令制度がある。

ウ：景品表示法は一定の不当表示について課徴金制度を設けている。

エ：行政庁が法に基づき納付を命ずる制度である。

総合解説：景品表示法は一定の不当表示について課徴金制度を設けている。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0072

2-3 広告・表示規制 > 景品表示法

難易度：標準

景品表示法の執行主体に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 都道府県は相談受付しかできず、法的措置は一切行えない。
- イ. 警察だけが景品表示法を執行する。
- ウ. 事業者の所在地以外では一切調査できない。
- エ. 消費者庁だけでなく、都道府県知事も法に基づく一定の権限を有し、措置命令を行うことがある。

答え・解説

正答：エ

ア：都道府県知事も措置命令等の権限を有する。

イ：消費者庁等が中心となる行政法規である。

ウ：そのような単純な限定ではない。

エ：景品表示法は国だけでなく都道府県にも一定の執行権限を付与している。

総合解説：景品表示法は国だけでなく都道府県にも一定の執行権限を付与している。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0073

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：基礎

競争事業者の商品と比較する広告について、景品表示法上最も適切な説明はどれか。

ア. 比較広告そのものが一律に禁止されているわけではなく、一般消費者に誤認を与えない適正な比較であれば可能である。

イ. 競合商品名を出した時点で必ず違法となる。

ウ. 比較広告は広告主の主観だけで自由に作成でき、根拠は不要である。

エ. 比較広告は企業間取引だけで認められ、消費者向けには禁止される。

答え・解説

正答：ア

ア：景品表示法は比較という手法自体を禁止せず、不当表示となる比較を規制する。

イ：比較広告そのものは一律禁止ではない。

ウ：適正な比較には客観的な実証等が必要である。

エ：消費者向け比較広告も適正なら可能である。

総合解説：景品表示法は比較という手法自体を禁止せず、不当表示となる比較を規制する。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0074

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：標準

消費者庁の比較広告ガイドライン上、適正な比較広告の要件として最も適切なものはどれか。

ア. 自社に有利なデータだけを出典を示さず選べばよい。

イ. 主張内容が客観的に実証され、実証された数値や事実を正確・適正に引用し、比較方法が公正であること。

ウ. 比較対象を実在しない商品にすれば規制を回避できる。

エ. 比較結果が広告主の感想であることだけを示せば客観的根拠は不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：恣意的なデータ選択は公正な比較とはいえない。

イ：比較広告では客観的な実証、正確な引用、公正な比較方法の3点が基本要件となる。

ウ：誤認を招く比較は問題となる。

エ：客観的に測定・評価する比較主張には実証が必要。

総合解説：比較広告では客観的な実証、正確な引用、公正な比較方法の3点が基本要件となる。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0075

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：標準

市場には多数の競合商品があるのに、自社に最も不利でない1商品だけを恣意的に選び、「市場の商品より性能が2倍」と一般化して表示した。最も適切なものはどれか。

- ア. 比較した数値自体が真実なら、比較対象の選定は一切問題にならない。
- イ. 競合商品名を明示しなければどのような一般化も適法である。
- ウ. 比較対象や比較方法が公正でなく、一般消費者に誤認を与える場合は不当表示となり得る。
- エ. 「当社調べ」と書けば客観性の検討は不要である。

答え・解説

正答：ウ

ア：真実の一部を示しても全体として誤認を招けば問題となる。
イ：表示全体が一般消費者に与える印象で判断する。
ウ：比較広告では、比較対象の選定を含め公正な方法であることが必要である。
エ：調査方法や根拠の合理性が必要。
総合解説：比較広告では、比較対象の選定を含め公正な方法であることが必要である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0076

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：基礎

小売店が「通常価格30,000円、今だけ15,000円」と表示したが、30,000円で販売した実績も将来その価格で販売する合理的計画もなかった。最も適切なものはどれか。

- ア. 販売価格15,000円が真実なら比較対照価格は架空でも問題ない。
- イ. 「通常価格」という文言には景品表示法は適用されない。
- ウ. 割引表示は一切禁止されている。
- エ. 実体のない比較対照価格により大幅な値引きと誤認させるため、有利誤認表示となる可能性がある。

答え・解説

正答：エ

ア：値引き幅についての誤認を生じさせる。
イ：価格表示は有利誤認規制の対象。
ウ：適正な根拠のある二重価格表示は可能である。
エ：二重価格表示では、比較対照価格が実際に意味のある価格であることが重要である。
総合解説：二重価格表示では、比較対照価格が実際に意味のある価格であることが重要である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0077

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：応用

メーカー希望小売価格を比較対照価格として「希望小売価格10,000円→当店7,000円」と表示する場合の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. メーカーが新聞広告やカタログ等であらかじめ公表している実質的な希望小売価格であれば、比較対照価格として用いることが可能である。
- イ. 小売店が自分で作った架空の「メーカー希望小売価格」でも自由に使える。
- ウ. メーカー希望小売価格は比較広告に一切使用できない。
- エ. 希望小売価格は店頭で一度口頭説明すれば公表されたことになる。

答え・解説

正答：ア

ア：客観的に公表された希望小売価格は比較対照価格として利用できるが、特定小売店の意向で形式的に設定した価格等は問題となり得る。
イ：実体のない価格は有利誤認を招く。
ウ：一定条件の下で使用可能。
エ：あらかじめ公表されている価格であること等が重要。
総合解説：客観的に公表された希望小売価格は比較対照価格として利用できるが、特定小売店の意向で形式的に設定した価格等は問題となり得る。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0078

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：標準

事業者が「顧客満足度No.1」と広告する際の法務対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 自社社員3人の感想だけでも「全国No.1」と自由に表示できる。
- イ. 表示内容と対応する適切な調査設計・対象・方法等に基づく合理的な根拠を確保する必要がある。
- ウ. 第三者調査会社に依頼した事実だけで、調査内容を問わず適法になる。
- エ. No.1表示には景品表示法は適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：全国No.1を裏付ける合理的根拠にならない。
イ：No.1表示は消費者の選択に強い影響を与えるため、調査の客観性・表示との対応関係が重要である。
ウ：第三者委託でも調査設計や表示との整合性を確認する必要がある。
エ：根拠が不十分なNo.1表示は優良誤認等となり得る。
総合解説：No.1表示は消費者の選択に強い影響を与えるため、調査の客観性・表示との対応関係が重要である。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0079

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：基礎

広告主が報酬を支払ってSNS投稿を依頼したが、投稿には目立つ位置に「広告」「PR」と明瞭に表示され、一般消費者が広告であると容易に分かる。最も適切なものはどれか。

ア. 報酬が発生した広告は、明示の有無を問わずすべてステマ違反である。

イ. PR表示をすると景品表示法違反になる。

ウ. 少なくとも「事業者の表示であることを判別することが困難」というステマ指定の要件には通常該当しにくい。

エ. SNSには景品表示法が適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：広告であることが明瞭ならステマ指定の中心的要件を欠く。

イ：むしろ広告であることの明瞭化に資する。

ウ：ステマ規制は広告であることが判別困難な事業者表示を対象とするため、明瞭な広告表示は重要である。

エ：SNS投稿も対象となり得る。

総合解説：ステマ規制は広告であることが判別困難な事業者表示を対象とするため、明瞭な広告表示は重要である。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0080

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：標準

実際には販売する意思も在庫もない商品を極端な低価格で広告し、来店した消費者に別の高額商品を勧める手法について、最も適切なものはどれか。

ア. 来店者に別商品を販売できれば広告表示は常に適法である。

イ. 在庫がないことを意図的に隠しても価格が安ければ適法である。

ウ. おとり広告は独占禁止法だけの問題で景品表示法では扱わない。

エ. おとり広告に関する不当な表示として景品表示法上問題となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：広告した商品を実際には提供しないおとり表示が問題となる。

イ：提供可能性に関する誤認を招く。

ウ：景品表示法の指定表示に含まれる。

エ：消費者庁はおとり広告に関する表示を指定して規制している。

総合解説：消費者庁はおとり広告に関する表示を指定して規制している。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0081

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：応用

外国で実質的な製造が行われた商品について、消費者が日本製と誤認するような原産国表示を行った。最も適切なものはどれか。

ア. 商品の原産国に関する不当な表示として景品表示法上問題となり得る。
イ. 原産国表示は税関だけの問題で、消費者向け表示規制とは無関係である。
ウ. 日本語で広告していれば自動的に日本製と表示してよい。
エ. 原産国に関する誤認は価格が同じなら問題にならない。

答え・解説

正答：ア

ア：消費者庁は商品の原産国について誤認を招く表示を指定告示で規制している。
イ：景品表示法にも原産国に関する指定表示がある。
ウ：広告言語と原産国は別問題である。
エ：商品の内容に関する消費者の選択を誤らせるおそれがある。
総合解説：消費者庁は商品の原産国について誤認を招く表示を指定告示で規制している。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0082

2-3 広告・表示規制 > 広告・表示に関する法規制

難易度：標準

事業者が広告制作を広告代理店に全面委託している場合の法務対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 代理店が作った広告なら広告主は一切確認不要である。
イ. 外注していても、自社が供給する商品・サービスの表示として景品表示法上問題がないか、広告主側で根拠・表示内容を管理する必要がある。
ウ. 代理店との契約に免責条項を書けば行政法上の責任も必ず消滅する。
エ. 外注広告には景品表示法が適用されない。

答え・解説

正答：イ

ア：広告主側にも表示管理が必要である。
イ：表示作成を外部委託しても広告主たる事業者が景品表示法上の責任を当然に免れるわけではない。
ウ：私人間の免責合意だけで公法上の責任を排除できない。
エ：広告制作主体ではなく事業者の表示かどうか等で判断される。
総合解説：表示作成を外部委託しても広告主たる事業者が景品表示法上の責任を当然に免れるわけではない。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0083

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：基礎

景品表示法上、事業者が講ずべき表示管理に関する対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 表示は営業担当者個人の責任なので会社としての管理体制は不要である。

イ. 問題が起きた後だけ対応すれば、事前確認は一切不要である。

ウ. 景品類の提供や表示を適正に管理するため、必要な社内体制や確認手順等の措置を講ずることが求められる。

エ. 管理措置は大企業にだけ適用され、中小企業には一切関係しない。

答え・解説

正答：ウ

ア：事業者として管理措置を講ずる必要がある。

イ：予防的な管理体制が求められる。

ウ：景品表示法は事業者に表示等の管理上の措置を求めている、組織的な管理が重要である。

エ：事業者の規模だけで一律に適用除外となる制度ではない。

総合解説：景品表示法は事業者に表示等の管理上の措置を求めている、組織的な管理が重要である。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0084

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：標準

広告代理店が作成した広告に優良誤認表示があった。広告主は「制作はすべて代理店に任せていたので当社は無関係」と主張している。最も適切なものはどれか。

ア. 広告代理店に委託した瞬間、広告主は法的責任を一切負わない。

イ. 不当表示の責任は広告を見た消費者が負う。

ウ. 代理店が法人なら景品表示法は適用されない。

エ. 広告主が自社の商品・サービスの表示を行わせた事業者であれば、外注したことだけで景品表示法上の責任を免れるわけではない。

答え・解説

正答：エ

ア：外注は当然の免責事由ではない。

イ：規制対象は表示を行う事業者である。

ウ：法人であることは免責理由にならない。

エ：景品表示法は表示の実質的な主体となる商品・サービス供給事業者を規制する。

総合解説：景品表示法は表示の実質的な主体となる商品・サービス供給事業者を規制する。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0085

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：標準

「飲むだけで2週間で体脂肪が必ず30%減る」と効果をうたう広告を出す前の法務対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 表示する効果・性能と直接対応する合理的で客観的な根拠を事前に確認し、根拠の範囲を超えない表現にする。

イ. 広告を出した後に根拠を探せばよく、掲載前の確認は不要である。

ウ. 利用者1人の感想があればどのような効果断定も可能である。

エ. 「個人の感想です」と小さく書けば、本文の断定表示の根拠は不要になる。

答え・解説

正答：ア

ア：効果・性能表示では不実証広告規制もあるため、広告掲載前のエビデンス確認が重要である。

イ：合理的根拠がない断定的表示は重大なリスクとなる。

ウ：表示内容に対応した合理的根拠が必要である。

エ：打消し表示だけで主たる表示の誤認が常に解消されるわけではない。

総合解説：効果・性能表示では不実証広告規制もあるため、広告掲載前のエビデンス確認が重要である。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0086

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：応用

景品表示法上の措置命令と課徴金納付命令の関係について、最も適切な説明はどれか。

ア. 措置命令と課徴金納付命令は同じ名称の同一制度である。

イ. 措置命令は誤認排除・再発防止等を命じる行政措置であり、課徴金納付命令は一定の不当表示について金銭の納付を命じる別の制度である。

ウ. 課徴金は消費者への民事損害賠償と完全に同一である。

エ. 措置命令は刑事裁判所だけが出す。

答え・解説

正答：イ

ア：別制度である。

イ：両者は目的・要件・効果が異なる行政上の制度である。

ウ：国庫への納付を命じる行政上の課徴金と民事賠償は異なる。

エ：行政庁が法に基づき行う。

総合解説：両者は目的・要件・効果が異なる行政上の制度である。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0087

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：基礎

不当表示の疑いを指摘された事業者が、広告掲載を直ちに停止した。法務上の説明として、最も適切なものはどれか。

ア. 広告を削除した瞬間、過去の違反は法律上存在しなかったことになる。

イ. 広告停止後は消費者庁が調査できない。

ウ. 掲載停止は重要な是正対応だが、過去の表示について措置命令や課徴金等の対象となる可能性が当然に消えるわけではない。

エ. 過去の表示は社内記録を廃棄すれば問題にならない。

答え・解説

正答：ウ

ア：過去の表示行為の法的評価は残り得る。

イ：そのような一律の制限はない。

ウ：違反表示を止めることと、既に行った表示に対する法的評価・行政対応は別問題である。

エ：記録廃棄は適切な対応ではなく、調査・原因分析の妨げとなる。

総合解説：違反表示を止めることと、既に行った表示に対する法的評価・行政対応は別問題である。制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0088

2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：標準

広告の大きな文字で「追加料金ゼロ」と強調し、実際には多くの利用者に必要となる追加料金を画面最下部に極めて小さく表示した。最も適切な法務判断はどれか。

ア. どこかに真実が1文字でも書いてあれば不当表示にはならない。

イ. 大きな文字の表示は法的評価から除外し、注記だけで判断する。

ウ. インターネット広告では小さな注記に制限は一切ない。

エ. 小さな注記があることだけで足りず、表示全体から一般消費者に与える認識を踏まえて不当表示かを判断する必要がある。

答え・解説

正答：エ

ア：表示の大きさ・配置・内容を含む全体印象が重要。

イ：主表示も含めて判断する。

ウ：媒体特性を踏まえ、一般消費者に正確に伝わる表示が必要。

エ：打消し表示の存在だけで主表示による誤認が必ず解消されるわけではない。

総合解説：打消し表示の存在だけで主表示による誤認が必ず解消されるわけではない。事例では、形式的な名称ではなく、法定要件に具体的事実を当てはめて判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0089 2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：応用

広告主が成果報酬型のアフィリエイト広告を利用する場合の表示管理として、最も適切なものはどれか。

ア. アフィリエイト任せにせず、広告主として不当表示が生じないよう表示内容や運用を適切に管理する必要がある。

イ. アフィリエイト広告は第三者のサイトに出るため、広告主の表示管理対象外である。

ウ. 成果報酬型なら景品表示法は適用されない。

エ. アフィリエイトに契約上責任を負わせれば、広告主は行政法上必ず免責される。

答え・解説 正答：ア

ア：消費者庁の表示管理指針ではアフィリエイト広告も管理対象として位置付けられている。

イ：広告主の表示として評価される場合があり、管理が必要。

ウ：報酬体系だけで適用除外にはならない。

エ：私法上の負担分配と公法上の責任は別。

総合解説：消費者庁の表示管理指針ではアフィリエイト広告も管理対象として位置付けられている。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0090 2-3 広告・表示規制 > 不当表示・表示責任

難易度：標準

景品表示法上の不当表示について、最も適切な説明はどれか。

ア. 購入者が1人でも同意すれば、その広告は社会全体に対して適法になる。

イ. 個々の購入者が契約時に同意したとしても、一般消費者の自主的・合理的な選択を阻害する不当表示が当然に適法化されるわけではない。

ウ. 景品表示法は契約締結後の当事者間合意だけを規制する法律である。

エ. 一般消費者に誤認を与える表示でも、売上が少なければ必ず適法である。

答え・解説 正答：イ

ア：個別同意は不当表示規制を当然に排除しない。

イ：景品表示法は市場における一般消費者の選択環境を保護する公法的規制であり、個別同意だけで適法性が決まらない。

ウ：契約前の広告・表示も主要な規制対象。

エ：売上の多少だけで不当表示の成否は決まらない。

総合解説：景品表示法は市場における一般消費者の選択環境を保護する公法的規制であり、個別同意だけで適法性が決まらない。 制度の趣旨と要件を区別して判断することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0091

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：基礎

金融商品取引法上の金融商品取引業の区分として、最も適切な組合せはどれか。

ア. 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業。

イ. 銀行業、保険業、信託業、貸金業。

ウ. 販売業、広告業、仲介業、保証業。

エ. 株式会社、合同会社、合名会社、合資会社。

答え・解説

正答：ア

ア：金融商品取引業には、第一種・第二種・投資運用・投資助言代理の4種別が設けられている。

イ：これらは金融商品取引業の4種別ではなく、別の業法による業種を含む。

ウ：金融商品取引法上の登録種別ではない。

エ：会社法上の会社類型であり、金融商品取引業の種別ではない。

総合解説：金融商品取引業には、第一種・第二種・投資運用・投資助言代理の4種別が設けられている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0092

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

他人から報酬を受け、金融商品の価値等の分析に基づく投資判断について継続的に助言する事業を始める場合、最も適切な対応はどれか。

ア. 「助言」という名称を使わなければ無登録で自由に行える。

イ. 投資助言・代理業に該当する可能性を確認し、原則として必要な登録を受けてから業務を行う。

ウ. 顧客が法人だけなら金融商品取引法の登録は一切不要である。

エ. 報酬を現金で受け取らなければ必ず登録不要である。

答え・解説

正答：イ

ア：名称ではなく実際の業務内容で登録要否が判断される。

イ：投資判断に関する助言を業として行う場合、投資助言・代理業の登録対象となり得るため、事前に登録要否を確認する必要がある。

ウ：法人顧客であることだけで業登録が当然に不要とはならない。

エ：報酬形態だけで登録要否が決まるわけではない。

総合解説：投資判断に関する助言を業として行う場合、投資助言・代理業の登録対象となり得るため、事前に登録要否を確認する必要がある。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0093

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

2025年4月1日以降の金融商品取引契約に関する顧客への情報提供について、最も適切な説明はどれか。

ア. 契約締結前情報は2025年以降すべて紙でなければ無効である。

イ. 2025年以降は顧客が希望しても紙の書面を受け取ることはできない。

ウ. 証券会社等は顧客のデジタル・リテラシー等に応じ、法令に従って書面又はデジタルによる情報提供を選択できる。

エ. 重要事項の説明義務自体が廃止された。

答え・解説

正答：ウ

ア：制度改正によりデジタルによる情報提供も可能となっている。

イ：顧客が書面交付を請求する場合の取扱いも設けられている。

ウ：2025年4月1日から、契約締結前等の情報提供媒体について書面又はデジタルを選択できる制度が施行された。

エ：媒体のデジタル化であり、必要な情報提供・説明が不要になったわけではない。

総合解説：2025年4月1日から、契約締結前等の情報提供媒体について書面又はデジタルを選択できる制度が施行された。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0094

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：基礎

投資経験がほとんどなく、元本の安全性を強く希望する顧客に対し、担当者が高レバレッジで複雑な商品だけを積極的に勧誘した。最も適切な説明はどれか。

ア. 商品自体が合法なら、顧客属性を考慮する必要は一切ない。

イ. 顧客が成人であればどのような商品を勧めても適合性の問題はない。

ウ. 手数料を無料にすれば適合性原則は適用されない。

エ. 顧客の知識、経験、財産の状況、契約目的に照らした適合性の観点から問題となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：商品が合法でも、勧誘時には適合性原則が問題となる。

イ：成人であることだけで適合性の検討が不要にはならない。

ウ：手数料の有無と適合性原則は別問題である。

エ：金融商品取引業者は顧客属性と取引目的を踏まえて勧誘し、投資者保護に欠ける不適当な勧誘を避ける必要がある。

総合解説：金融商品取引業者は顧客属性と取引目的を踏まえて勧誘し、投資者保護に欠ける不適当な勧誘を避ける必要がある。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0095

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

証券会社の営業担当者が顧客に「この株は来月必ず2倍になるので絶対に損しません」と告げて購入を勧めた。最も適切なものはどれか。

- ア. 不確実な事項について断定的判断を提供し、確実であると誤解させるおそれのある勧誘として問題となる。
- イ. 営業担当者が本心から値上がりを信じていれば常に適法である。
- ウ. 顧客が富裕層であれば断定的判断を自由に提供できる。
- エ. 株式ではなく投資信託なら断定的判断の提供は常に許される。

答え・解説

正答：ア

ア：金融商品取引法は、不確実な事項について断定的判断を提供して金融商品取引契約を勧誘する行為を禁止している。

イ：担当者の主観的期待だけで断定的勧誘が許されるわけではない。

ウ：顧客の資産額だけで禁止行為が解除されるわけではない。

エ：金融商品取引契約の勧誘に関する禁止行為であり、そのような一律の例外はない。

総合解説：金融商品取引法は、不確実な事項について断定的判断を提供して金融商品取引契約を勧誘する行為を禁止している。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0096

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：応用

金融商品取引業者が顧客に対し「この取引で損失が出たら当社が穴埋めします」と事前に約束する行為について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 口頭の約束なら損失補てん規制の対象外である。
- イ. 金融商品取引法上の損失補てん等の禁止に抵触し得る。
- ウ. 補てん額が損失の半分なら必ず適法である。
- エ. 顧客が補てんを希望すれば必ず許される。

答え・解説

正答：イ

ア：書面であるか口頭であるかで禁止を回避できない。

イ：金融商品取引法は、顧客に生じた損失の補てんを事前に約束したり、事後に補てんしたりする行為を原則として禁止している。

ウ：全部だけでなく一部の補てんも規制対象となり得る。

エ：顧客の希望だけで法定禁止が解除されるわけではない。

総合解説：金融商品取引法は、顧客に生じた損失の補てんを事前に約束したり、事後に補てんしたりする行為を原則として禁止している。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0097

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

金融商品取引業者の広告について、最も適切な説明はどれか。

ア. 広告には業者名だけ書けばよく、登録番号等は一切不要である。

イ. 広告であれば将来利益を確実にすると自由に表示できる。

ウ. 登録番号等の必要事項を表示し、利益の見込み等について著しく事実と相違する表示や著しく誤認させる表示をしてはならない。

エ. 広告規制はテレビだけに適用され、インターネット広告には適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：法令上、一定の表示事項が求められる。

イ：誤認を招く利益表示は規制対象となる。

ウ：金融商品取引法は広告等について表示事項を定めるとともに、著しく事実と相違・誤認させる表示を禁止している。

エ：媒体がインターネットであることだけで適用除外とはならない。

総合解説：金融商品取引法は広告等について表示事項を定めるとともに、著しく事実と相違・誤認させる表示を禁止している。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0098

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：基礎

有価証券の募集・売出しに応じて投資家が取得する場面における目論見書について、最も適切な説明はどれか。

ア. 市場で既に流通している株式を取引するたびに、発行会社が必ず新しい目論見書を作成する。

イ. 目論見書は投資家に交付してはならない内部資料である。

ウ. 目論見書の交付は金融商品取引法と無関係である。

エ. 法令上必要な募集・売出しでは、投資家に対して目論見書をあらかじめ又は同時に交付することが求められる。

答え・解説

正答：エ

ア：目論見書は主に募集・売出しの開示であり、流通市場の通常売買ごとに交付されるものではない。

イ：投資判断に必要な情報を提供するための開示書類である。

ウ：金融商品取引法上の開示制度に位置付けられている。

エ：目論見書は、新規の募集・売出しに際して発行者等の情報を投資家に提供する重要な開示書類である。

総合解説：目論見書は、新規の募集・売出しに際して発行者等の情報を投資家に提供する重要な開示書類である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0099

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

上場会社の役員が、未公表の重要な業務提携決定を職務上知り、公表前に自社株を買い付けた。法定の適用除外に当たらない前提下、最も適切な説明はどれか。

ア. 会社関係者が未公表の重要事実を知って公表前に売買したものとして、インサイダー取引規制に抵触し得る。

イ. 役員本人の資金で買った場合はインサイダー取引規制の対象外である。

ウ. 利益が出なければインサイダー取引にはならない。

エ. 重要事実が社内で正式決裁済みなら、公表前でも自由に売買できる。

答え・解説

正答：ア

ア：会社関係者等が職務等に関して未公表重要事実を知り、その公表前に対象有価証券を売買することは原則として禁止される。

イ：自己資金かどうかは規制を当然に排除する事情ではない。

ウ：実際の利益発生は基本的な禁止要件ではない。

エ：公表前であることが重要であり、社内決裁だけでは公表にならない。

総合解説：会社関係者等が職務等に関して未公表重要事実を知り、その公表前に対象有価証券を売買することは原則として禁止される。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0100

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：応用

上場会社の役員から未公表の重要事実を直接聞いた友人が、その情報を利用して公表前に当該会社株式を買い付けた。法定の適用除外に当たらない前提下、最も適切な説明はどれか。

ア. 会社の役職員でない者は、どのような情報を受け取っても規制対象にならない。

イ. 会社関係者から重要事実の伝達を受けた第一次情報受領者として、インサイダー取引規制の対象となり得る。

ウ. 友人間の会話で得た情報は必ず公開情報として扱われる。

エ. 株式を100株未満しか買わなければ必ず適法である。

答え・解説

正答：イ

ア：第一次情報受領者も規制対象となり得る。

イ：インサイダー取引規制は会社関係者本人だけでなく、一定の第一次情報受領者にも及ぶ。

ウ：私的な伝達は法令上の公表とは異なる。

エ：取引数量が少ないことだけで当然に適用除外とはならない。

総合解説：インサイダー取引規制は会社関係者本人だけでなく、一定の第一次情報受領者にも及ぶ。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0101

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：基礎

自分が保有する銘柄の株価を高く見せる目的で、実質的な売買意思のない注文や馴れ合い売買を繰り返し、取引が活発であるかのように見せた。最も適切なものはどれか。

ア. 実際に注文を出していれば、目的や取引実態を問わず常に適法である。

イ. 自社の株式でなければ相場操縦規制は適用されない。

ウ. 自然な需給による相場と誤認させる相場操縦行為として金融商品取引法上問題となり得る。

エ. 個人投資家には相場操縦規制は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：注文・約定があっても、相場操縦目的や実態によって規制対象となり得る。

イ：他社銘柄でも相場操縦は問題となる。

ウ：偽装・馴合売買等により人為的に相場を変動させ、自然な需給で形成されたと誤認させる行為は相場操縦として規制される。

エ：規制は事業者だけに限定されない。

総合解説：偽装・馴合売買等により人為的に相場を変動させ、自然な需給で形成されたと誤認させる行為は相場操縦として規制される。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0102

2-4 金融・証券取引 > 金融商品取引法の基礎

難易度：標準

金融商品取引法に基づく継続開示とEDINETについて、最も適切な説明はどれか。

ア. EDINETは企業の社内限定データベースで、一般投資家は閲覧できない。

イ. 有価証券報告書は会社法だけにに基づく書類で、金融商品取引法とは無関係である。

ウ. EDINETに提出された情報は金融庁が投資価値を保証したことを意味する。

エ. 有価証券報告書等の法定開示書類はEDINETを通じて電子的に提出・公衆縦覧される仕組みが整備されている。

答え・解説

正答：エ

ア：公衆縦覧のための電子開示システムである。

イ：金融商品取引法に基づく継続開示書類である。

ウ：開示情報の提出は、金融庁による投資価値の保証を意味しない。

エ：EDINETは金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の電子開示システムであり、投資者への継続的な情報提供を支える。

総合解説：EDINETは金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の電子開示システムであり、投資者への継続的な情報提供を支える。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0103

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：基礎

民法上の通常の消費貸借について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 借主が同種・同品質・同数量の物を返還することを約し、貸主から金銭その他の物を受け取ることで効力を生ずる。
- イ. 返還する義務はなく、無償で取得する契約である。
- ウ. 目的物を使用した後は同一物そのものを返還しなければならない。
- エ. 金銭以外の物は消費貸借の目的にできない。

答え・解説

正答：ア

ア：通常の消費貸借は、返還合意に加えて目的物の受取りにより効力を生ずるのが原則である。
イ：それは贈与に近く、消費貸借では同種同等物の返還義務を負う。
ウ：消費貸借では同種・同品質・同数量の物を返還する。
エ：金銭その他の代替物も対象となり得る。
総合解説：通常の消費貸借は、返還合意に加えて目的物の受取りにより効力を生ずるのが原則である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0104

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：標準

会社Aと会社Bが、Bが1か月後にAへ1,000万円を貸し付け、Aが同額を返還する内容の金銭消費貸借契約を書面で締結した。まだ金銭は交付されていない。民法上、最も適切な説明はどれか。

- ア. 金銭が交付されるまで、書面契約でも一切の法的効力は生じない。
- イ. 書面とする消費貸借は、一定の要件の下で金銭交付前でも契約が成立し得る。
- ウ. 書面とする消費貸借は法人間では利用できない。
- エ. 公正証書でなければ書面とする消費貸借は成立しない。

答え・解説

正答：イ

ア：書面とする消費貸借には金銭交付前に成立する特則がある。
イ：民法587条の2は、書面による消費貸借について、貸主の引渡約束と借主の返還約束により効力を生ずる諾成的な仕組みを認めている。
ウ：法人間を一律に除外する規定ではない。
エ：民法上、公正証書であることまでは要求されていない。
総合解説：民法587条の2は、書面による消費貸借について、貸主の引渡約束と借主の返還約束により効力を生ずる諾成的な仕組みを認めている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0105

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：標準

民法上、金銭消費貸借の利息について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 金銭を貸せば、合意がなくても必ず年10%の利息が発生する。
- イ. 利息を定める合意は法律上禁止されている。
- ウ. 貸主は、利息を支払う特約がなければ借主に利息を請求できない。
- エ. 法人間の貸付けでは利息特約は無効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：法定の一律10%利息が当然に発生するわけではない。

イ：利息特約自体は可能だが、利息制限法等の上限規制に従う必要がある。

ウ：民法589条は、利息は特約がなければ請求できないことを明文で定めている。

エ：法人間であることだけで利息特約が無効にはならない。

総合解説：民法589条は、利息は特約がなければ請求できないことを明文で定めている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0106

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：基礎

金銭消費貸借で返還時期を定めなかった場合の民法上の扱いとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 貸主は契約締結直後から予告なく即時返還を強制できる。
- イ. 返還時期を定めなければ借主は永久に返還義務を負わない。
- ウ. 裁判所が返還日を定めるまで貸主は何もできない。
- エ. 貸主は相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。

答え・解説

正答：エ

ア：返還時期の定めがない場合には相当期間を定めた催告が基本となる。

イ：返還義務は消滅せず、貸主は催告できる。

ウ：裁判所の決定を待たず、相当期間を定めた催告が可能である。

エ：返還時期を定めなかった場合、貸主は相当期間を定めて返還を催告できる。

総合解説：返還時期を定めなかった場合、貸主は相当期間を定めて返還を催告できる。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0107

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：応用

民法上の消費貸借で返還期限が定められている場合、借主の期限前返還について最も適切な説明はどれか。

- ア. 借主は返還時期の定めの有無にかかわらず、原則としていつでも返還することができる。
- イ. 期限前返還は法律上常に禁止される。
- ウ. 貸主の会社規模が大きい場合に限り期限前返還できる。
- エ. 期限前返還をすると返済自体が無効になる。

答え・解説

正答：ア

ア：民法591条2項は、借主が返還時期の定めの有無にかかわらずいつでも返還できることを定めている。

イ：民法上は借主の期限前返還が認められている。

ウ：会社規模はこの原則と無関係である。

エ：期限前返還が当然に無効になるわけではない。

総合解説：民法591条2項は、借主が返還時期の定めの有無にかかわらずいつでも返還できることを定めている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0108

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：標準

元本200万円の金銭消費貸借について、利息制限法第1条の上限利率として最も適切なものはどれか。

- ア. 年20%。
- イ. 年15%。
- ウ. 年18%。
- エ. 年29.2%。

答え・解説

正答：イ

ア：年20%は元本10万円未満の場合の上限である。

イ：元本100万円以上の場合、利息制限法上の上限利率は年15%であり、これを超える部分は無効となる。

ウ：年18%は元本10万円以上100万円未満の場合の上限である。

エ：現在の利息制限法の上限ではない。

総合解説：元本100万円以上の場合、利息制限法上の上限利率は年15%であり、これを超える部分は無効となる。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0109

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：基礎

利息制限法の上限利率を超える利息を合意した場合の民事上の効果として、最も適切なものはどれか。

- ア. 契約全体が必ず無効になる。
- イ. 超過部分も当事者が合意すれば必ず有効になる。
- ウ. 法定上限を超える部分について無効となる。
- エ. 超過部分は自動的に株式に転換される。

答え・解説

正答：ウ

ア：法律が直接無効とするのは原則として上限を超える利息部分である。
イ：強行的な上限規制のため、合意だけで超過部分を有効化できない。
ウ：利息制限法は、元本額に応じた上限利率を超える利息契約について、その超過部分を無効としている。
エ：そのような法的効果はない。
総合解説：利息制限法は、元本額に応じた上限利率を超える利息契約について、その超過部分を無効としている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0110

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：標準

貸主が「利息は上限内」としつつ、融資の対価として元本以外に高額な「調査料」を受け取る契約を結んだ。利息制限法上、最も適切な説明はどれか。

- ア. 名称を「調査料」にすれば利息規制を必ず回避できる。
- イ. 現金でなく請求書を出せば利息ではなくなる。
- ウ. 法人間貸付けではみなし利息の規定は一切適用されない。
- エ. 契約締結・弁済費用等の法定例外を除き、名目が調査料でも元本以外の金銭が利息とみなされることがある。

答え・解説

正答：エ

ア：名称ではなく実質で判断され、みなし利息の対象となり得る。
イ：請求方法だけでみなし利息の適用を回避できない。
ウ：利息制限法は法人間を当然に全面除外していない。
エ：利息制限法は、礼金・割引金・手数料・調査料など名称を問わず、原則として貸付けに関して受ける元本以外の金銭を利息とみなす。
総合解説：利息制限法は、礼金・割引金・手数料・調査料など名称を問わず、原則として貸付けに関して受ける元本以外の金銭を利息とみなす。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0111

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：応用

貸金業法上、貸金業を営もうとする者について最も適切な説明はどれか。

- ア. 法定の適用除外に当たらない限り、営業所の区域等に応じて内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受ける必要がある。
- イ. 法人登記さえあれば貸金業登録は不要である。
- ウ. 貸付先が法人なら貸金業登録は絶対に不要である。
- エ. 登録制度は広告業者だけを対象にする。

答え・解説

正答：ア

- ア：貸金業法3条は、貸金業を営もうとする者に登録を求めている。
- イ：会社の法人登記と貸金業登録は別制度である。
- ウ：貸付先が法人であることだけで一律に登録不要とはならない。
- エ：貸金業を営む者を対象とする登録制度である。

総合解説：貸金業法3条は、貸金業を営もうとする者に登録を求めている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0112

2-4 金融・証券取引 > 金融・融資取引

難易度：標準

会社が初めて利用するノンバンクから融資提案を受けた。法務・コンプライアンス上の初動として最も適切なものはどれか。

- ア. 金利が低ければ業者の登録状況は確認しなくてよい。
- イ. 契約前に金融庁等の登録情報を確認し、相手方の登録状況、契約条件、金利・手数料等を精査する。
- ウ. SNSのフォロワー数が多ければ正規業者とみなしてよい。
- エ. 契約後に問題が起きたときだけ登録を確認すれば足りる。

答え・解説

正答：イ

- ア：低金利であることと登録の適法性は別問題である。
- イ：貸金業を利用する際は、登録貸金業者情報検索等で正規の登録業者かを確認することが重要である。
- ウ：登録の有無は公的情報で確認すべきである。
- エ：取引開始前の確認が予防法務として重要である。

総合解説：貸金業を利用する際は、登録貸金業者情報検索等で正規の登録業者かを確認することが重要である。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0113

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：基礎

電子記録債権法上の「電子記録債権」の説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 電子メールで請求書を送っただけで当然に成立するすべての債権をいう。
- イ. 紙の手形をPDF化したものだけをいう。
- ウ. その発生又は譲渡について、同法に基づく電子記録を要件とする金銭債権である。
- エ. 金銭債権以外の所有権や著作権もすべて電子記録債権になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：単なる電子メール債権ではなく、法定の電子記録を要件とする。
イ：紙の手形の画像データとは異なる独立した法制度である。
ウ：電子記録債権は、発生や譲渡に電子債権記録機関の記録原簿への電子記録を要する金銭債権である。
エ：電子記録債権法上は金銭債権である。
総合解説：電子記録債権は、発生や譲渡に電子債権記録機関の記録原簿への電子記録を要する金銭債権である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0114

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：標準

企業間で「でんさい」を用いて支払債務を設定する場合、電子記録債権の発生について最も適切なものはどれか。

- ア. 口頭で「でんさいにする」と合意しただけで発生記録なしに成立する。
- イ. 紙の領収書を発行したときにだけ成立する。
- ウ. 支払期日が到来するまで債権は存在しない。
- エ. 発生記録をすることによって電子記録債権が生ずる。

答え・解説

正答：エ

ア：電子記録債権の発生には発生記録が必要である。
イ：紙の領収書は発生要件ではない。
ウ：支払期日前でも発生記録により債権は発生する。
エ：電子記録債権法15条は、電子記録債権が発生記録によって生じることを定めている。
総合解説：電子記録債権法15条は、電子記録債権が発生記録によって生じることを定めている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0115

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：標準

電子記録債権を取引先C社へ譲渡する場合、最も適切な説明はどれか。

- ア. 電子記録債権の譲渡は、譲渡記録をしなければ効力を生じない。
- イ. 譲渡人が口頭で伝えれば、記録なしでも当然に譲渡の効力が生じる。
- ウ. 債務者へ内容証明郵便を送るだけが唯一の譲渡要件である。
- エ. 電子記録債権は一切譲渡できない。

答え・解説

正答：ア

ア：電子記録債権法17条は、譲渡記録を譲渡の効力発生要件としている。

イ：法定の譲渡記録が必要である。

ウ：一般債権譲渡とは異なり、電子記録債権では譲渡記録が効力要件である。

エ：譲渡記録によって譲渡できる。

総合解説：電子記録債権法17条は、譲渡記録を譲渡の効力発生要件としている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0116

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：応用

でんさいネットを利用する通常の口座間送金決済について、最も適切な説明はどれか。

- ア. 支払期日が来ても自動決済は一切行われず、必ず現金手渡しが必要である。
- イ. 支払期日には支払企業の口座から引落し、受取企業の口座への払込みが行われ、支払完了が支払等記録として記録される。
- ウ. 支払等記録があると債権額が必ず2倍になる。
- エ. 受取企業は支払期日から1年間資金を利用できない。

答え・解説

正答：イ

ア：通常は口座間送金決済が利用される。

イ：でんさいネットでは支払期日の口座間送金決済と支払等記録が連動している。

ウ：支払等記録は支払等による債務消滅等を記録するものである。

エ：でんさいネットでは支払期日当日から資金利用が可能と案内されている。

総合解説：でんさいネットでは支払期日の口座間送金決済と支払等記録が連動している。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0117

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：基礎

売掛金の請求書をPDFで作成し、取引先へメール送信した。この事実だけで電子記録債権法上の電子記録債権が発生したといえるか。最も適切なものはどれか。

ア. PDF請求書を作れば必ず電子記録債権になる。

イ. メールの件名に「でんさい」と書けば電子記録債権になる。

ウ. いえない。電子記録債権として発生させるには、電子債権記録機関の記録原簿への発生記録が必要である。

エ. 電子記録債権はインターネットを使ってはならない制度である。

答え・解説

正答：ウ

ア：PDF化だけでは法定の発生記録を満たさない。

イ：名称ではなく法定の記録が必要である。

ウ：電子化された文書であることと、電子記録債権法上の電子記録債権であることは別である。

エ：電子的な記録を中核とする制度である。

総合解説：電子化された文書であることと、電子記録債権法上の電子記録債権であることは別である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0118

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：標準

1,000万円のでんさいの一部を取引先への支払に利用したい場合について、最も適切な説明はどれか。

ア. 電子記録債権は全額譲渡しか認められず、分割は絶対にできない。

イ. 分割すると元の債権全体が自動的に無効になる。

ウ. 分割には必ず紙の手形を発行し直す必要がある。

エ. 所定の分割記録と譲渡記録を行うことで、債権の一部を分割して譲渡することができる。

答え・解説

正答：エ

ア：制度上、分割して譲渡することが可能である。

イ：法定の分割記録により一部を分けて取り扱う仕組みである。

ウ：電子記録により処理される。

エ：でんさいでは、必要に応じて債権を分割した上で譲渡する仕組みがある。

総合解説：でんさいでは、必要に応じて債権を分割した上で譲渡する仕組みがある。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0119

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：応用

電子記録債権の「発生記録」「譲渡記録」「支払等記録」の関係について、最も適切な説明はどれか。

ア. 発生と譲渡には電子記録が効力発生の要件となる一方、弁済そのものは支払等記録がなければ絶対に効力を生じないという関係ではない。

イ. 発生・譲渡・弁済のすべてで、記録がなければ絶対に法律効果は生じない。

ウ. 発生記録は単なる備忘記録で、債権の成立とは無関係である。

エ. 譲渡記録は税務上だけの記録で、債権譲渡の効力とは無関係である。

答え・解説

正答：ア

ア：電子記録債権の発生・譲渡では記録が効力要件だが、弁済については支払等記録が効力要件ではないと整理されている。

イ：弁済については発生・譲渡と同じ意味での効力要件ではない。

ウ：発生記録は債権発生の効力要件である。

エ：譲渡記録は譲渡の効力要件である。

総合解説：電子記録債権の発生・譲渡では記録が効力要件だが、弁済については支払等記録が効力要件ではないと整理されている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0120

2-4 金融・証券取引 > 決済・電子記録債権

難易度：標準

紙の手形からでんさいへ支払方法を変更する企業の法務・経理部門の対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 紙の手形を廃止すれば契約条件の変更確認は一切不要である。

イ. 取引基本契約・支払条件、利用する金融機関・でんさいサービス、発生・譲渡・支払の記録手順、権限管理を事前に確認する。

ウ. 担当者全員に無制限の記録請求権限を付与するのが最も安全である。

エ. でんさいでは記録内容を確認する必要がある。

答え・解説

正答：イ

ア：決済方法の変更は取引条件や社内手続に影響するため確認が必要である。

イ：電子記録債権は記録が権利変動に直結するため、契約条件だけでなく記録請求権限や業務フローの管理が重要である。

ウ：権限の適切な分離・管理が重要である。

エ：受取側も債権内容が取引内容と一致するか確認することが重要である。

総合解説：電子記録債権は記録が権利変動に直結するため、契約条件だけでなく記録請求権限や業務フローの管理が重要である。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0121

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：基礎

許認可・登録が必要な事業者と新規取引を始める際の法務対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 会社のウェブサイト「認可済み」と書いてあれば公的確認は不要である。

イ. 法人番号がある会社は、あらゆる業法上の許認可を取得済みとみなせる。

ウ. 取引内容に必要な免許・許可・登録の種類を特定し、公的な登録簿・事業者一覧等で有効性を確認する。

エ. 契約金額が大きいほど許認可確認は不要になる。

答え・解説

正答：ウ

ア：自己申告だけでなく公的情報との照合が望ましい。

イ：法人登記・法人番号と個別業法の許認可は別制度である。

ウ：業法規制がある取引では、相手方が必要な許認可・登録を受けているかの事前確認が重要である。

エ：金額の大小で業法上の要件が消えるわけではない。

総合解説：業法規制がある取引では、相手方が必要な許認可・登録を受けているかの事前確認が重要である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0122

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：標準

自社に未公開ファンドへの投資を勧誘してきた事業者について、金融商品取引業の登録が必要となり得る業務を行っている疑いがある。最も適切な初動はどれか。

ア. 名刺に「投資会社」とあれば登録確認は不要である。

イ. 登録番号が長ければ真偽確認をしなくてよい。

ウ. 投資先が海外なら日本の登録制度を検討する必要は一切ない。

エ. 勧誘を受ける前後に業務内容と登録種別を確認し、金融庁の登録業者情報等と照合する。

答え・解説

正答：エ

ア：肩書や商号は登録の証明にならない。

イ：番号が表示されていても公的登録情報との照合が必要である。

ウ：国内での勧誘・業務態様等によって日本法上の登録問題が生じ得る。

エ：金融商品取引業は業務類型ごとに登録が必要となるため、相手方の名称だけでなく登録種別と業務内容の整合性を確認する。

総合解説：金融商品取引業は業務類型ごとに登録が必要となるため、相手方の名称だけでなく登録種別と業務内容の整合性を確認する。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0123

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：標準

継続的に融資を行う事業者と取引する際、貸金業法上の登録確認として最も適切なものはどれか。

- ア. 金融庁の登録貸金業者情報検索サービス等で、商号・登録番号・登録状況を確認する。
- イ. SNS広告に登録番号らしい文字列があれば確認を省略してよい。
- ウ. 法人登記簿に貸金業と書かれていれば貸金業登録の代わりになる。
- エ. 登録確認は融資を返済し終わってから行うのが原則である。

答え・解説

正答：ア

ア：貸金業者の登録は公的検索サービスで確認でき、無登録業者との取引リスクを下げるために有用である。
イ：表示された番号が実在・一致するか公的情報で確認する必要がある。
ウ：商業登記上の目的記載と貸金業法上の登録は別である。
エ：取引開始前の確認が予防法務として重要である。
総合解説：貸金業者の登録は公的検索サービスで確認でき、無登録業者との取引リスクを下げるために有用である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0124

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：基礎

2025年12月1日時点の制度を前提として、国内で暗号資産と法定通貨との交換サービスを業として提供する場合の説明として最も適切なものはどれか。

- ア. 暗号資産は法律上完全に無規制なので登録制度はない。
- イ. 資金決済法に基づく暗号資産交換業の登録が必要となる。
- ウ. 法人登記だけで暗号資産交換業を開始できる。
- エ. 利用者が法人だけなら必ず登録不要となる。

答え・解説

正答：イ

ア：資金決済法に登録制度が設けられている。
イ：国内で暗号資産と法定通貨との交換サービスを業として行うには、暗号資産交換業の登録が必要である。
ウ：個別の業登録が必要となる。
エ：顧客が法人であることだけで登録義務が当然に消えるわけではない。
総合解説：国内で暗号資産と法定通貨との交換サービスを業として行うには、暗号資産交換業の登録が必要である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0125

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：応用

前払式支払手段に関する説明として、最も適切なものはどれか。

- ア. 自家型も第三者型も一切の届出・登録制度がない。
- イ. 自家型は常に免許制で、第三者型は完全自由である。
- ウ. 自家型は一定の未使用残高基準を超えると届出が必要となり、第三者型は原則として事前の登録が必要となる。
- エ. 商品券という名称を使わなければ資金決済法は絶対に適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：いずれも一定の規制対象となる。

イ：制度の方向が逆であり、第三者型は登録制である。

ウ：資金決済法上、自家型と第三者型では規制手続が異なり、自家型は基準を超えた場合の届出、第三者型は登録が基本となる。

エ：名称ではなく仕組みが法定要件に該当するかで判断する。

総合解説：資金決済法上、自家型と第三者型では規制手続が異なり、自家型は基準を超えた場合の届出、第三者型は登録が基本となる。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0126

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：標準

自社サービスに他人間の送金機能を組み込む計画について、最も適切な法務対応はどれか。

- ア. アプリ上の送金なら金融規制は一切適用されない。
- イ. 利用額を1円にすれば必ずどの業法も適用されない。
- ウ. 利用規約に「当社は金融業者ではない」と書けば登録不要になる。
- エ. 単なる収納代行等との区別を含め、為替取引に該当するかを確認し、資金移動業等の登録・銀行法上の規制の要否を検討する。

答え・解説

正答：エ

ア：デジタルサービスでも実態が為替取引等に該当すれば規制対象となる。

イ：金額だけで全ての登録規制が消えるわけではない。

ウ：契約上の名称ではなく実態により判断される。

エ：送金サービスは仕組みにより資金移動業等の規制対象となるため、サービス名称ではなく実態を基に登録要否を検討する必要がある。

総合解説：送金サービスは仕組みにより資金移動業等の規制対象となるため、サービス名称ではなく実態を基に登録要否を検討する必要がある。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0127

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：基礎

相手方に必要な業登録がないことが判明した場合の法務判断として、最も適切なものはどれか。

ア. 無登録営業の行政・刑事上の問題と、個別契約の民事上の効力・解除・損害賠償等は、根拠法と契約内容に沿って別途検討する必要がある。

イ. 無登録が判明すれば、どの法律でも全契約が自動的に最初から不存在になる。

ウ. 無登録営業でも行政法上の問題は絶対に生じない。

エ. 契約が民事上有効なら無登録営業も適法である。

答え・解説

正答：ア

ア：業法違反があるからといって、あらゆる契約の民事効果が一律に同じ結論になるとは限らず、法令ごとの効果を確認する必要がある。

イ：業法違反の効果は法令ごとに異なり、民事効を個別に検討する必要がある。

ウ：無登録営業は重大な業法違反となり得る。

エ：民事効と業法上の適法性は別問題である。

総合解説：業法違反があるからといって、あらゆる契約の民事効果が一律に同じ結論になるとは限らず、法令ごとの効果を確認する必要がある。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0128

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：標準

金融事業者について公的登録が確認できたが、自社に提案している業務がその登録種別で行えるか不明である。最も適切な対応はどれか。

ア. 何らかの金融登録が1つあれば全種類の金融業務を自由に行える。

イ. 登録があるという事実だけでなく、その登録種別が提案業務をカバーするかを確認する。

ウ. 登録業者の業務範囲は契約相手が自由に決められる。

エ. 登録の種類は取引先審査では一切確認する必要がない。

答え・解説

正答：イ

ア：登録種別ごとに許容される業務範囲が異なる。

イ：金融関連の登録は業務類型ごとに分かれているため、「登録業者である」だけで全ての金融業務を行えるとは限らない。

ウ：業務範囲は法令・登録内容に基づく。

エ：提案業務との整合性確認が重要である。

総合解説：金融関連の登録は業務類型ごとに分かれているため、「登録業者である」だけで全ての金融業務を行えるとは限らない。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0129

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：応用

長期継続取引の相手方が業法上の登録を要する事業者である場合、最も適切な管理はどれか。

- ア. 契約開始時に1回確認すれば、10年後も必ず有効とみなしてよい。
- イ. 更新状況は相手方の営業秘密なので公的情報を確認してはならない。
- ウ. 契約締結時だけでなく、必要に応じて更新・取消し・行政処分等の情報を継続的に確認する。
- エ. 登録取消しがあっても契約管理上は一切影響を検討しなくてよい。

答え・解説

正答：ウ

ア：登録状態は変動し得る。

イ：公的な登録情報・行政処分情報等は適切に確認できる。

ウ：許認可・登録は更新や行政処分等により状態が変わり得るため、重要な継続取引では継続モニタリングが有効である。

エ：取引継続可否や契約条項への影響を検討する必要がある。

総合解説：許認可・登録は更新や行政処分等により状態が変わり得るため、重要な継続取引では継続モニタリングが有効である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0130

2-5 取引規制の総合 > 業法・許認可と取引

難易度：標準

海外業者が日本の会社に対し「日本の登録はないが、日本向けの投資勧誘を大量に行っても問題ない」と説明している。最も適切な対応はどれか。

- ア. 海外法人は日本法の適用を絶対に受けない。
- イ. 英語で勧誘すれば日本向けでも登録不要になる。
- ウ. 法人顧客への勧誘はすべて無規制である。
- エ. 所在地が海外であることだけで日本の金融商品取引法上の登録問題が消えるわけではなく、日本での勧誘態様等を踏まえて登録要否を確認する。

答え・解説

正答：エ

ア：日本国内での行為等によって日本法が適用され得る。

イ：言語だけで登録義務が消えるわけではない。

ウ：法人向けであっても業務内容に応じた規制があり得る。

エ：海外所在業者でも、日本国内での業務・勧誘態様によって日本法上の登録が問題となり得るため、無登録という説明を鵜呑みにすべきではない。

総合解説：海外所在業者でも、日本国内での業務・勧誘態様によって日本法上の登録が問題となり得るため、無登録という説明を鵜呑みにすべきではない。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0131

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：基礎

「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」が掲げる基本原則として、最も適切なものはどれか。

ア. 組織として対応し、外部専門機関と連携し、取引を含め一切の関係を遮断し、法的対応を行い、裏取引や資金提供をしない。

イ. 担当者個人の判断だけで秘密裏に金銭解決する。

ウ. 反社会的勢力からの要求には必ず一部応じて関係を維持する。

エ. 外部専門機関には相談せず、会社内だけで処理する。

答え・解説

正答：ア

ア：政府指針は、組織対応・外部連携・関係遮断・民事刑事の法的対応・裏取引や資金提供の禁止を基本原則としている。

イ：組織対応と裏取引・資金提供の禁止に反する。

ウ：一切の関係遮断が基本原則である。

エ：警察・暴追センター・弁護士等との連携が重要である。

総合解説：政府指針は、組織対応・外部連携・関係遮断・民事刑事の法的対応・裏取引や資金提供の禁止を基本原則としている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0132

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：標準

反社会的勢力の把握について、政府指針の考え方として最も適切なものはどれか。

ア. 法人登記がある会社は反社会的勢力に該当し得ない。

イ. 暴力団等の属性だけでなく、暴力的要求や法的責任を超えた不当要求などの行為面にも着目する。

ウ. 暴力団員本人以外は一切確認対象にしない。

エ. 不当要求の行為態様は一切考慮してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：法人格があることだけで反社会的勢力性は否定できない。

イ：反社会的勢力の把握では、属性要件と行為要件の双方に着目することが重要とされている。

ウ：暴力団関係企業等を含む幅広い関係遮断が想定されている。

エ：行為要件にも着目することが重要とされる。

総合解説：反社会的勢力の把握では、属性要件と行為要件の双方に着目することが重要とされている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0133

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：標準

新規代理店との高額な継続契約を締結する前の対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 契約締結後に問題が起きるまで相手方を確認しない。
- イ. 取引金額が高いほど反社チェックを省略する。
- ウ. 社内基準に従い相手方・関係者の情報を確認し、反社会的勢力との関係の有無を含む事前審査を行う。
- エ. 相手が紹介者経由なら必ず安全とみなす。

答え・解説

正答：ウ

ア：未然防止の観点から事前審査が必要である。
イ：高額・長期取引ほどむしろリスクに応じた確認が重要である。
ウ：反社会的勢力との取引を未然に防ぐには、取引開始前の適切な事前審査が重要である。
エ：紹介者の存在だけで反社会的勢力との関係がないと断定できない。
総合解説：反社会的勢力との取引を未然に防ぐには、取引開始前の適切な事前審査が重要である。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0134

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：基礎

継続的な取引契約に暴力団排除条項を設ける主な実務上の目的として、最も適切なものはどれか。

- ア. 反社会的勢力との取引を積極的に継続するための条項である。
- イ. 契約相手の代金支払義務をすべて免除する条項である。
- ウ. 会社法上、すべての契約に全く同一文言を用いなければ無効となる。
- エ. 反社会的勢力との取引を防止し、該当が判明した場合の契約解除等の対応根拠を契約上明確化する。

答え・解説

正答：エ

ア：目的は関係遮断である。
イ：暴排条項の目的とは異なる。
ウ：契約内容や業界に応じて適切に設計するもので、全国一律の単一文言が法定されているわけではない。
エ：政府・金融庁の指針は、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を関係遮断策として重視している。
総合解説：政府・金融庁の指針は、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を関係遮断策として重視している。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0135

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：応用

長期取引先について反社会的勢力との関係が後日判明するリスクへの対応として、最も適切なものはどれか。

- ア. 新規時の審査だけで終わらず、リスクに応じて既存取引先の情報を事後検証・更新する体制を設ける。
- イ. 初回審査を通過した取引先は永久に再確認しない。
- ウ. 事後検証は違法なので一切行ってはならない。
- エ. 契約更新時にも反社チェックをしてはならない。

答え・解説

正答：ア

- ア：反社会的勢力との関係遮断を徹底するには、既存契約についても適切な事後検証を行う体制が重要である。
イ：取引先の状況は変化し得るため事後検証が必要である。
ウ：適法な情報利用の範囲で継続的な確認が重要である。
エ：契約更新時は再確認の有力なタイミングとなる。

総合解説：反社会的勢力との関係遮断を徹底するには、既存契約についても適切な事後検証を行う体制が重要である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0136

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：標準

営業担当者が取引先について反社会的勢力との関係を示す信頼性の高い情報を把握した。最も適切な初動はどれか。

- ア. 営業担当者が相手方に個人的に現金を渡し解決する。
- イ. 個人で処理せず、社内の反社会的勢力対応部署・責任者へ速やかに報告し、経営陣を含む組織的対応につなげる。
- ウ. 情報を削除し、誰にも報告しない。
- エ. 売上が大きい取引先なら事実確認をせず自動的に取引継続する。

答え・解説

正答：イ

- ア：資金提供・裏取引の禁止に反し、担当者の安全も害する。
イ：反社対応は担当者個人に委ねず、対応部署から経営陣へ適切に報告し、組織として判断する体制が重要である。
ウ：組織としての関係遮断を妨げる。
エ：売上規模を理由に反社リスクを無視すべきではない。

総合解説：反社対応は担当者個人に委ねず、対応部署から経営陣へ適切に報告し、組織として判断する体制が重要である。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0137

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：基礎

反社会的勢力から不当要求を受けた企業の対応として、最も適切なものはどれか。

ア. 会社の評判を守るため、必ず相手の要求を秘密裏に受け入れる。

イ. 担当者一人で相手方事務所に外向いて交渉する。

ウ. 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と連携し、民事・刑事両面から法的に対応する。

エ. 不当要求は契約法と無関係なので記録を残さない。

答え・解説

正答：ウ

ア：裏取引・資金提供を避け、法に則して対応すべきである。

イ：担当者の安全確保と組織的・外部連携が重要である。

ウ：政府指針は外部専門機関との連携と、有事における民事・刑事の法的対応を基本原則としている。

エ：事実経過を記録し、法的対応に備えることが重要である。

総合解説：政府指針は外部専門機関との連携と、有事における民事・刑事の法的対応を基本原則としている。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0138

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：標準

反社会的勢力から不当要求を受けた会社が「少額なら問題ない」と考え、要求を取り下げてもらって見返りに金銭を支払おうとしている。最も適切なものはどれか。

ア. 少額なら反社会的勢力への資金提供を推奨している。

イ. 領収書を受け取れば資金提供は必ず適切になる。

ウ. 支払後に社内報告すれば最初から適切な対応になる。

エ. 金額の大小にかかわらず、裏取引や資金提供を避け、組織的・法的な対応を行うべきである。

答え・解説

正答：エ

ア：指針の基本原則に反する。

イ：形式的な領収書の有無で本質的なリスクは解消しない。

ウ：まず組織として対応し、安易な資金提供をしないことが重要である。

エ：政府指針は反社会的勢力への裏取引・資金提供を禁止することを基本原則としている。

総合解説：政府指針は反社会的勢力への裏取引・資金提供を禁止することを基本原則としている。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0139

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：応用

新規取引先審査における確認項目の組合せとして、最も適切なものはどれか。

- ア. 法人の実在性・代表権・業法上の登録、財務・支払能力、反社会的勢力との関係等を取引リスクに応じて確認する。
- イ. 会社名だけ確認し、代表者や登録状況は一切見ない。
- ウ. 売上高だけ確認すれば反社・許認可リスクも自動的に解消する。
- エ. 契約書に署名があれば取引先審査は不要である。

答え・解説

正答：ア

ア：取引先審査は単一の確認だけで完結せず、法的資格、信用力、反社リスク等を組み合わせて行うのが実務的である。
イ：商号一致だけでは実在性・権限・許認可等を十分に確認できない。
ウ：財務情報と法務・反社情報は別の確認軸である。
エ：署名の存在だけで相手方リスクは解消しない。
総合解説：取引先審査は単一の確認だけで完結せず、法的資格、信用力、反社リスク等を組み合わせて行うのが実務的である。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0140

2-5 取引規制の総合 > 取引先審査・反社会的勢力対応

難易度：標準

- 既存取引先が反社会的勢力に該当する疑いが強まり、契約には暴排条項がある。最も適切な対応はどれか。
- ア. 疑いがあるだけで担当者個人が相手の資産を勝手に差し押さえる。
 - イ. 事実関係と契約条項を確認し、証拠を保全した上で、社内責任者・弁護士等と連携して解除その他の関係遮断措置を検討する。
 - ウ. 証拠をすべて削除してから契約を終了する。
 - エ. 暴排条項があれば事実確認や社内手続を一切せず、担当者が口頭で終了を告げれば常に十分である。

答え・解説

正答：イ

ア：強制執行には法的手続が必要であり、私力救済は許されない。
イ：反社判明時は、事実確認、契約上の根拠、証拠、回収可能性、担当者の安全等を踏まえ、法に則って速やかな関係遮断を進める。
ウ：証拠保全は法的対応に重要である。
エ：条項適用要件や通知方法等を確認し、組織的に対応する必要がある。
総合解説：反社判明時は、事実確認、契約上の根拠、証拠、回収可能性、担当者の安全等を踏まえ、法に則って速やかな関係遮断を進める。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。
対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0141

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：基礎

競合する3社の営業責任者が会合で来月の最低販売価格を具体的に共有し、「全社これ以上値下げしない」と合意した。最も適切な法務評価はどれか。

ア. 会合が業界団体主催なら価格合意も常に適法である。

イ. 合意を書面化しなければ独占禁止法上問題にならない。

ウ. 競争者間の価格合意として、不当な取引制限に該当する重大な独占禁止法リスクがある。

エ. 法人間の合意には独占禁止法が適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：会合の主催者にかかわらず価格合意の実態が問題となる。

イ：明示の書面契約がなくても共同意思の形成が問題となり得る。

ウ：競争者が将来価格を合意し相互に事業活動を拘束する行為は価格カルテルの典型であり、競争を実質的に制限すれば違法となる。

エ：独占禁止法は事業者間の競争制限行為を規制する。

総合解説：競争者が将来価格を合意し相互に事業活動を拘束する行為は価格カルテルの典型であり、競争を実質的に制限すれば違法となる。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0142

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：標準

取適法の適用対象となる委託で、受託側が原材料高騰を理由に価格協議を求めたのに、委託側が協議に一切応じず一方的に従来価格を据え置いた。最も適切なものはどれか。

ア. 契約書に価格が書いてあれば、以後どのような事情でも協議義務の問題は生じない。

イ. 委託側が大企業なら取適法は絶対に適用されない。

ウ. 口頭で協議を求めた場合は法律上無意味である。

エ. 協議に応じない一方的な代金決定として取適法上問題となり得る。

答え・解説

正答：エ

ア：取適法の適用場面では協議要請への対応が問題となる。

イ：資本金・従業員基準と取引類型により適用が判断される。

ウ：協議の実態が重要であり、書面に限定されるという一般ルールではない。

エ：2026年1月1日施行の取適法では、価格協議の求めに応じない一方的な代金決定が禁止行為として位置付けられている。

総合解説：2026年1月1日施行の取適法では、価格協議の求めに応じない一方的な代金決定が禁止行為として位置付けられている。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0143

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：標準

大手小売会社が、取引継続を強く必要とする納入業者に対し、合理的理由なく協賛金の負担を一方的に要求し、拒否すれば取引を打ち切ると示唆した。最も適切なものはどれか。

ア. 取引上優越した地位を利用して正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える場合、優越的地位の濫用となり得る。

イ. 契約相手が法人なら優越的地位の濫用は成立しない。

ウ. 相手方が一度支払えば必ず自由意思による合意となり問題は消える。

エ. 売上規模が大きい企業は常に優越的地位にあると自動判定される。

答え・解説

正答：ア

ア：優越的地位の濫用は、相手方が不利益な要請を受け入れざるを得ない関係を利用した不当な負担要請等を規制する。

イ：企業間取引でも成立し得る。

ウ：取引上の地位関係や要請の不当性を実質的に判断する。

エ：企業規模だけでなく取引依存度等の具体的事情で判断する。

総合解説：優越的地位の濫用は、相手方が不利益な要請を受け入れざるを得ない関係を利用した不当な負担要請等を規制する。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0144

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：基礎

取引先から「元本保証、年30%確定」とするファンドへの出資を強く勧められた。勧誘会社の金融商品取引業登録も確認できない。自社法務の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 高利回りなので登録確認を省略して即日送金する。

イ. 登録状況を公的情報で確認し、商品スキーム・勧誘方法・元本保証表示の適法性を精査し、確認できるまで出資を見合わせる。

ウ. 法人への勧誘なら金融商品取引法は全く適用されない。

エ. 「元本保証」という言葉があれば無条件に安全な投資である。

答え・解説

正答：イ

ア：高利回りは適法性や安全性の保証ではない。

イ：金融商品では業登録と行為規制の双方を確認する必要があり、無登録の疑いと断定的・誤認的な勧誘が重なる場合は特に慎重な対応が必要である。

ウ：法人向けでも登録や行為規制が問題となり得る。

エ：保証主体・法的根拠・商品性を確認する必要があり、断定的表示にも注意が必要である。

総合解説：金融商品では業登録と行為規制の双方を確認する必要があり、無登録の疑いと断定的・誤認的な勧誘が重なる場合は特に慎重な対応が必要である。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0145

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：応用

ある業者が会社Aに200万円を年25%で貸すと提案しているが、貸金業登録が確認できない。最も適切な法務判断はどれか。

ア. 登録がなくても金利が25%なら合法である。

イ. 法人への貸付けなら利息制限法は一切適用されない。

ウ. 無登録営業の疑いに加え、元本200万円では利息制限法上の上限年15%を超える部分が無効となるため、複数の法的問題がある。

エ. 200万円の上限利率は年20%なので25%のうち5%だけが有効である。

答え・解説

正答：ウ

ア：無登録営業と高金利の双方が問題となり得る。

イ：法人であることだけで利息制限法が全面適用除外となるわけではない。

ウ：融資取引では貸金業登録の有無と利息制限法の金利上限を別々に確認する必要がある。

エ：元本100万円以上の上限は年15%である。

総合解説：融資取引では貸金業登録の有無と利息制限法の金利上限を別々に確認する必要がある。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0146

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：標準

会社Aは保有するでんさいを会社Bへ譲渡する契約を結び、Bへメールで「譲渡済み」と通知しただけで、譲渡記録をしていない。最も適切な説明はどれか。

ア. 当事者間のメールがあれば法律上の譲渡記録と同じ効力を持つ。

イ. でんさいは譲渡禁止なので契約自体が必ず無意味である。

ウ. 譲渡記録は税務申告後にだけ必要となる手続である。

エ. 電子記録債権の譲渡は譲渡記録をしなければ効力を生じないため、メール通知だけでは足りない。

答え・解説

正答：エ

ア：法定の電子債権記録機関による譲渡記録が必要である。

イ：でんさいは所定の譲渡記録により譲渡できる。

ウ：譲渡の効力発生に直接関わる記録である。

エ：電子記録債権は一般の指名債権と異なり、譲渡記録が権利移転の効力要件となる。

総合解説：電子記録債権は一般の指名債権と異なり、譲渡記録が権利移転の効力要件となる。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0147

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：基礎

継続取引先が反社会的勢力と密接な関係を有することを示す確度の高い情報が判明したが、営業部は「売上が大きいので現金を払ってでも取引を続けたい」と主張している。最も適切な対応はどれか。

- ア. 経営陣・反社対応部署へ報告し、外部専門機関と連携して事実確認・契約上の根拠を整理し、資金提供を避けて関係遮断を進める。
- イ. 売上が一定額を超えれば政府指針の考え方は適用されない。
- ウ. 営業担当者だけで秘密裏に現金を渡すのが最も安全である。
- エ. 情報を社内から削除すれば取引リスクはなくなる。

答え・解説

正答：ア

ア：反社会的勢力への対応では売上を優先して裏取引・資金提供するのではなく、組織的かつ法的な関係遮断が求められる。

イ：売上規模は関係遮断原則を覆す理由ではない。

ウ：裏取引・資金提供は避けるべきである。

エ：証拠保全と組織的対応が必要である。

総合解説：反社会的勢力への対応では売上を優先して裏取引・資金提供するのではなく、組織的かつ法的な関係遮断が求められる。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0148

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：標準

長期委託先について、契約開始時には必要な業登録があったが、更新時に登録失効が判明した。最も適切な対応はどれか。

- ア. 契約開始時に登録があれば、その後失効しても永久に業務を継続できる。
- イ. 対象業務に登録が必要かと失効の法的効果を確認し、必要に応じ業務停止・契約解除等を検討する。
- ウ. 登録失効は行政だけの問題なので契約管理では絶対に考慮しない。
- エ. 相手方が登録失効を公表していなければ確認してはならない。

答え・解説

正答：イ

ア：登録の有効性は継続的な業務適法性に影響する。

イ：取引開始時の登録確認だけでなく、継続取引では登録状態の変化を契約管理に反映する必要がある。

ウ：委託業務の継続可否や契約上の義務に影響し得る。

エ：公的登録情報等を適切に確認することが重要である。

総合解説：取引開始時の登録確認だけでなく、継続取引では登録状態の変化を契約管理に反映する必要がある。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0149

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：応用

取適法の適用対象となる委託で、委託事業者が「検収が遅れれば受領から90日後に支払う」と一律に定めている。最も適切なものはどれか。

ア. 検収が終わらなければ何日でも支払を延ばせる。

イ. 支払期日は委託事業者が自由に1年後まで設定できる。

ウ. 支払期日は原則として受領日から起算して60日以内のできる限り短い期間内に定める必要があり、90日後という設定は問題となる。

エ. 受託事業者が法人なら支払期日規制は適用されない。

答え・解説

正答：ウ

ア：受領日からの法定期間を基準にするため、検収を理由に無制限に延長できない。

イ：法定の支払期日ルールがある。

ウ：取適法では、委託事業者は給付の受領日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定める義務を負う。

エ：適用対象の取引であれば法人間でも規制される。

総合解説：取適法では、委託事業者は給付の受領日から60日以内のできる限り短い期間内に支払期日を定める義務を負う。事例では、取引の実態と適用法令の要件を順に確認して判断する。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01

0150

2-5 取引規制の総合 > 企業間取引の事例判断

難易度：標準

新規取引先から、無登録の可能性がある融資サービス、暗号資産での決済、投資商品の勧誘を一体で提案された。自社法務部門の対応として最も適切なものはどれか。

ア. 契約書が1通なら適用法令も必ず1つだけである。

イ. 相手方がスタートアップなら金融規制は適用されない。

ウ. 「FinTech」という名称があれば既存の金融法令は一切適用されない。

エ. 各サービスを分解し、貸金業法・資金決済法・金融商品取引法等の登録要否、契約条件、相手方の公的登録情報を個別に確認した上で総合判断する。

答え・解説

正答：エ

ア：1つの契約に複数法令が同時適用されることはある。

イ：会社の規模・新しさだけで業法規制が免除されない。

ウ：名称ではなくサービスの実態で適用法令を判断する。

エ：複合サービスでは「一つの契約だから一つの法律だけ」と考えず、機能ごとに適用法令・許認可・行為規制を整理する必要がある。

総合解説：複合サービスでは「一つの契約だから一つの法律だけ」と考えず、機能ごとに適用法令・許認可・行為規制を整理する必要がある。法令上の要件と実務上のリスク管理を分けて理解することが重要である。

対象：2026年度 / 基準日 2025-12-01